

# 大学院 学生便覧

(2020 年度)

群馬パース大学大学院保健科学研究科  
(博士前期課程)

# 目 次

I	目的及び教育方針	1
	1) 群馬パース大学大学院の目的	1
	2) 博士前期課程における教育目標	1
	3) 博士前期課程における教育方針	1
	4) 保健科学部と大学院保健科学研究科との関係	2
II	学生生活	4
	1 学籍	4
	1) 学籍	4
	2) 学籍番号	4
	3) 学生証	4
	2 学籍異動	4
	1) 休学	4
	2) 復学	5
	3) 退学	5
	3 施設・設備	5
	1) 各棟の開館時間	5
	2) 講義室・演習室及び実験・実習室	6
	3) 大学院生室	6
	4) 連絡事項等の伝達	6
	5) 喫煙の禁止	6
	6) 各種証明書・申請書の発行	6
	7) 駐車場	6
III	履修	7
	1 教育課程の概要	7
	1) 教育課程の概要	7
	2 履修方法及び履修登録	10
	1) 履修登録	10
	2) 履修方法	10
	3) 履修登録期間	10
	4) 履修登録上の注意	10
	3 授業	11
	1) 学期	11
	2) 授業時間	11
	3) 欠席	11
	4) 休講・補講	11

4	成績評価・単位認定	12
1)	成績評価及び単位認定	12
2)	成績通知	12
5	修業年限・修了要件	12
1)	修業年限	12
2)	修了要件	12
<b>IV</b>	<b>学位</b>	<b>13</b>
1	学位	13
1)	学位の名称	13
2)	学位申請資格	13
2	学位審査	13
1)	学位審査の方法	13
2)	学位論文	13
3)	学位論文審査手続き	13
4)	学位論文審査の評価基準	16
5)	論文発表会	16
6)	学位論文作成例	17
<b>V</b>	<b>学則</b>	<b>25</b>

# I 目的及び教育方針

## 1) 群馬パース大学大学院の目的

現代医療の高度化、複雑化、多様化に幅広く対応するために、保健科学を看護学、理学療法学、病因・病態検査学、放射線学、臨床工学の立場から探究するとともに、保健科学に共通する高度な学術的基盤を修得し、各分野における次世代を担える研究能力と豊かな人間性を備え、その分野で活躍できる教育者、研究者、指導者を育成することを目的とする。

## 2) 博士前期課程における教育目標

### 高度な専門知識・能力を有する実践者の育成

高度な倫理観と社会に対する深い洞察力、保健医療をとりまく社会システム、医学・医療の最新の知識を有し、根拠に基づいた高度な保健医療の実践を提供し、その結果を分析、蓄積するとともに、実践を研究、教育へと還元できる人材を育成する。

### 保健医療分野においてリーダーシップを発揮する指導者の育成

保健医療システムを包括し、対象者のQOL向上のために資源を活用し、他職種との協働の中でリーダーシップを発揮し、ケアを推進できる人材を育成する。

### 実践分野において研究能力・教育能力を発揮する実践者・指導者の育成

臨床現場において生じる実践上の問題を抽出・分析し、その解決を図るために研究を推進・指導できる人材を育成する。また、臨床現場での新卒者、現任者を対象とする卒後教育、医療専門職養成機関での教育実践において、教育理論に基づいた教育方法を開発・構築し、実践できる人材を育成する。

## 3) 博士前期課程における教育方針

### アドミッション・ポリシー（入学者受入れの基本方針）

保健科学研究科博士前期課程ではアドミッション・ポリシーを以下のとおり定める。

- ①高度な専門知識・能力を有し、実践の場を通して研究・教育に携わっていききたいと考えている人
- ②保健医療分野において対象者のQOLの向上に寄与したいと考えている人
- ③実践上の問題を抽出・分析し、その解決に努力を惜しまない人
- ④教育理論に基づいた教育方法を開発構築し、卒後教育に活かそうと考えている人

### カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる人材を養成するため、以下のとおり教育課程を編成し、実施する。

#### ①研究者としての基盤の涵養

研究能力の基盤を形成するために、共通科目に「研究方法特論」、「研究方法論Ⅰ～Ⅴ」、「応用英語」、「保健医療統計学」などの科目を設置する。又、専門の領域における研究実践の方法、すなわち研究テーマの設定から学位論文の完成までを段階を追って教育するために、専門科目に各領域の「特論」、「演習」、「特別研究」を設置する。

## ②高度な実践力とリーダーシップの涵養

保健医療分野におけるリーダーに必要な、専門領域の枠を超えた総合的・学際的な教育を行うために、共通科目に「医療倫理学特論」、「医療経営・管理学特論」、「人体の構造と機能学特論」、「加齢医学特論」、「家族社会学特論」、「保健学特別セミナー」などの科目を設置する。特に、「保健学特別セミナー」は幅広い視野の育成という目的に加え、協働（チームアプローチ）の重要性に鑑み必修科目として設置する。

## ③専門領域における教育能力の涵養

教育機関での教育志向だけでなく、保健医療の様々な場面における教育活動を想定した医療専門領域における教育学の教育を行うために、共通科目に「教育学」を設け、さらに専門科目の「特論」、「演習」のなかで領域ごとに、より実践的な内容を盛り込む。

履修計画では、体系化された所属専門領域の「特論」、「演習」、「特別研究」を基本に置く。並行して学ぶ共通科目は一部を除き、学習ニーズ、学習進度に合わせて年次にかかわらず柔軟に履修できるように配置する。また、家庭や職場など社会的事情により標準修業年限（2年）での修業が困難な場合に、標準修業年限を超えて履修可能な長期履修制度を設ける。

以上のように、少人数教育の利点を活かし、学習者の志向・ニーズに対応できる柔軟で特色のある大学院プログラムを提供する。

## **ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）**

保健科学研究科博士前期課程を修了し、次に該当するものに修士（保健学）の学位を授与する。

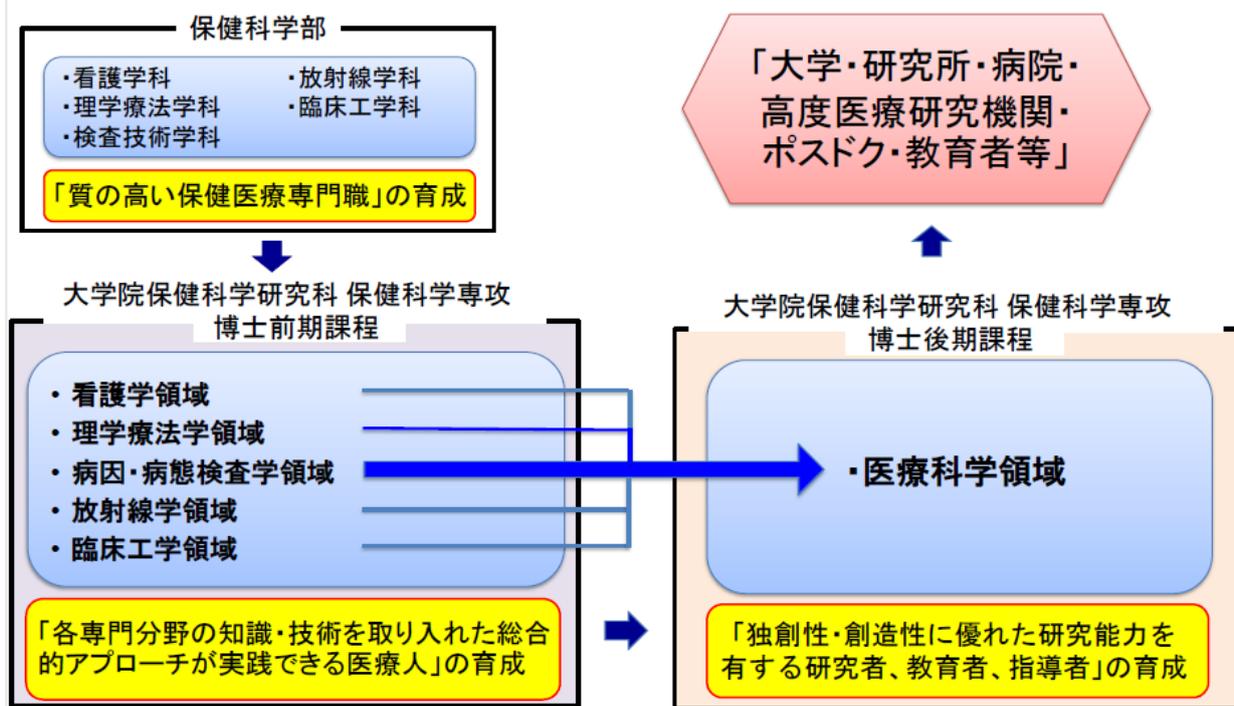
- ①保健医療専門職としての基礎的知識、科学的根拠及び高い倫理観に基づいて問題の探求・解決を図る高度な研究能力を有する
- ②保健医療分野の諸課題に関して、科学的な手続きと洞察に基づく的確な判断能力を有する
- ③先進・高度化する専門分野の基本的技術を提供する実践能力を有する
- ④地域保健医療の実践現場で他の分野と連携して社会に貢献できる教育能力を有する

## **4）保健科学部と大学院保健科学研究科との関係**

本学保健科学部には看護学科、理学療法学科、検査技術学科、放射線学科、臨床工学科の5学科があり、大学院保健科学研究科博士前期課程においては看護学領域、理学療法学領域、放射線学領域、臨床工学領域の他に、臨床検査技師の資格がなくとも臨床検査学及び検査技術学を学問として追求できるよう病因・病態検査学を配置している。これらの立場から保健科学を探究するとともに、人間の健康に関わる問題とその多面的要因に関わる探求において、各専門分野の知識・技術を取り入れた総合的アプローチが実践できる医療人を育成してきた。博士後期課程は既設の博士前期課程における5領域（看護学領域、理学療法学領域、病因・病態検査学領域、放射線学領域、臨床工学領域）の中で、基礎研究力の高い病因・病態検査学領域の研究内容や高度解析技術を発展させ、生体分子、病原体遺伝子、細胞機能、生殖補助技術、生体機能などの「医療科学」に焦点をあてて、病気予防や健康増進のための科学的エビデンスを構築しながら、独創性・創造性に優れた国際的に通用する研究能力を備えた医療人（研究者、教育者、指導者）を育成することを目的としている。博士前期課程と博士後期課程の連動性については下図に示したとおりであり、病因・病態検査学領域は、博士後期課程におけるすべての研究領域（生体分子、病原体遺伝子、細胞機能、生殖

補助技術、生体機能)に対応する。また、専任教員の研究専門性から、看護学領域は主に生殖補助技術に、臨床工学領域は主に細胞機能に、理学療法学領域・放射線学領域は主に生体機能にそれぞれ対応する。

## 保健科学部と大学院保健科学研究科との関係図



## Ⅱ 学生生活

### 1 学籍・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

#### 1) 学籍

入学と同時に本学大学院の学生として学籍が決定します。学生の身分はこの学籍により保障されますので、身辺に関する変更事項等は速やかに事務室に届け出てください。学籍は所定の納期までに学費を納入することにより年度ごとに継続できます。また、休学を除く期間を在学期間といい、最長4年まで在学することができます。定められた期日までに学費を納入しない場合は学則に基づき除籍となり、学生の身分を失うこととなります。

#### 2) 学籍番号

学籍番号とは、学生個人に付与された個人番号のことです。教科に関すること、学生生活に関すること、その他事務手続きを円滑にするために学籍番号が決定されます。全ての提出物、届出、申請等には、氏名の他に学籍番号の記入が必要となります（修了後の証明書交付にも必要）。

#### 3) 学生証

学生証は本学大学院の学生であることを証明するものです。学生証は入学時に交付され、有効期間は在学中とします。修了、退学の際には必ず返却してください。

##### ○学生証の機能

本学大学院の学生証は非接触型 IC 機能を有しています。証明書自動発行機を利用する場合や、1号館図書館入口のゲート開閉、1号館1階自動ドア、2号館1階自動ドア、3号館1階自動ドア、4号館1階エレベーター手前の自動ドア開閉の際に使用します。

精巧な電子機器なので取扱いには十分注意してください。

##### ○ネームホルダー（吊下げ）の着用

学内では、学生証を入れたネームホルダーを常時着用してください（学内でネームホルダーをつけていない学生は、不審者とみなされます）。この取り組みは防犯対策の一環として、自分たちの身を守るために行っています。各自が防犯意識を持ってネームホルダーを着用してください。

##### ○学生証の再交付

紛失その他の理由で学生証の再交付を受ける場合は、「学生証再交付願」（証明書自動発行機で発行）を事務室に提出してください。なお、盗難・紛失の場合は悪用されることがありますので、最寄りの交番または警察署へ届け出てください。

##### ○記載事項の変更

改姓その他の理由で学生証記載事項を変更する場合は、変更手続きをして学生証の再交付を受けてください。

### 2 学籍異動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

#### 1) 休学

疾病その他特別の理由により、3ヶ月以上修学することができないときは、その理由を証明する書類

(疾病の場合は医師の診断書)を添えて、「**休学願**」(様式第 3-2 号)を事務室に提出し、学長の許可を得れば休学することができます。ただし、休学の期間は半年間または 1 年間とし、休学開始の時期は学年の始めまたは学期の始めとします。休学手続きの期限は、3 月 10 日または 9 月 10 日(土日の場合はその翌月曜日)までとします。なお、休学期間中は、入学時に定められた授業料の 8 割を減免します。

## 2) 復学

休学期間が満了したとき、または休学期間中にその理由が消滅して復学しようとするときは、復学する 1 ヶ月前までにあらかじめ事務室へ「**復学願**」(様式第 3-3 号)を提出し、学長の許可を得なければなりません。

## 3) 退学

病気その他やむを得ない理由のため退学しようとするときは、その理由を証明する書類(病気の場合は医師の診断書)を添えて、「**退学願**」(様式第 3-4 号)を事務室に提出し、学長の許可を得なければなりません。なお、退学の場合、当該期分の授業料は返還できません。

# 3 施設・設備 . . . . .

## 1) 各棟の開館時間

各棟の開錠・施錠時間は以下のとおりです。自動ドアは定刻になると自動的に施錠しますので、施錠時間までに必ず退出してください。開錠・施錠時間に変更がある場合は事前に周知します。

	フロア	開館時間	
		平日	土曜日
1 号館 【看護学科・理学療法学科・図書館棟】	1 階自動ドア ※1	8 : 00 ~ 22 : 00	8 : 00 ~ 22 : 00
	2 階自動ドア	8 : 00 ~ 22 : 00	8 : 30 ~ 17 : 30 ※2
2 号館 【検査技術学科棟】	1 階自動ドア ※1	8 : 00 ~ 22 : 00	Closed
	3 階 1・2 号館 連絡ブリッジ自動ドア	8 : 00 ~ 22 : 00	Closed
3 号館 ※3 【体育棟】	1 階自動ドア ※1	8 : 00 ~ 22 : 00	8 : 00 ~ 22 : 00
4 号館 【放射線学科・臨床工学科棟】	1 階自動ドア	10 : 00 ~ 19 : 00	Closed
	1 階エレベーターホール自動ドア ※1	8 : 00 ~ 22 : 00	Closed
	2 階自動ドア	8 : 00 ~ 22 : 00	Closed

日曜、祝日、長期休業期間、年末年始は全館終日閉館です。

※1 入館の際には学生証を自動ドアのカードリーダーにかざしてください。

※2 図書館開館日に限ります。

※3 閉館時でも申請により利用が可能となる場合があります。

## 2) 講義室・演習室及び実験・実習室

大学院の講義室・演習室は1号館の3階、実験・実習室は2号館（学士課程と共用）にあります。

## 3) 大学院生室

博士前期課程の学生は、1号館3階にある「大学院生室2」を使用してください。なお、大学院生室内にあるロッカー（個人用）は、自身の学籍番号のある箇所について利用可能です。また、設置してあるパソコンは、授業等で使用しているとき以外は自由に使用することができます。

## 4) 連絡事項等の伝達

大学（教職員）から学生への告示・通達、各種の連絡事項等は、すべて掲示板への掲示またはレターケースへの配付（掲示板・レターケースともに院生室内に設置）によって行います。一旦掲示及び配付した事項は学生に周知されたものとみなし、学生がこれを見なかったことによる不利益について、大学は一切の責任を負いかねます。必ず掲示板及びレターケースを確認するように心がけてください。なお、緊急を要するもの（天候不良による休講等）については、Active Academy Web ポータルシステムで掲示または配付と同時に情報伝達を行います。

## 5) 喫煙の禁止

本学は「群馬県禁煙施設認定制度」で定められている「禁煙認定施設」であり、敷地内はすべて禁煙となっています。

## 6) 各種証明書・申請書の発行

各種証明書及び各種申請書が発行できる証明書自動発行機を学内に設置しています。学生証を発行機にかざしてタッチパネルでパスワードを入力し、必要な証明書を指定するだけで簡単に入手できます。パスワードは入学時のガイダンスでお知らせしますが、個人情報保護のため各自で定期的に変更してください。パスワードは証明書自動発行機で変更可能です。

〈証明書自動発行機〉

設置場所 1号館2階エントランス及び4号館2階エレベーターホール

利用時間 8:00～19:00 ※事務室開室日

## 7) 駐車場

自家用車で通学する学生は申請を行うことで駐車場（別途指定）を利用することが可能です。なお、駐車の際には、必ず大学が交付する「駐車許可証」をダッシュボードの上に置いてください。

### Ⅲ 履修

#### 1 教育課程の概要 . . . . .

##### 1) 教育課程の概要

博士前期課程における開設授業科目は以下のとおりです。

##### 【共通科目】

「医療倫理学特論」、「医療運営・管理学特論」、「人体の構造と機能学特論」、「加齢医学特論」、「家族社会学特論」、「教育学」では、保健医療に従事する人材に共通して求められる人間及び社会に対する深い理解と、専門職リーダーとしての資質を高める内容を学修する。「応用英語」では国際的な視野に立つための語学力を身に付ける。「保健医療統計学特論」では実践・研究に統計学的手法を適用するための基礎的能力を身に付ける。「生殖補助医療技術学概論」では受精の仕組みを学び広くヒト生殖医学に関する基礎技術学を学ぶ。

また、「研究方法特論」では保健科学研究の意義、及び研究を遂行する上で習得すべき基本的な事項を学修し、「研究方法論Ⅰ～Ⅴ」では各領域における研究の特質と方法を学修する。さらに、「保健学特別セミナー」は様々な領域における最新の研究動向と争点や課題について学ぶことを通して、保健学に対する深い洞察力と、研究遂行に必要な認識力を身に付ける。

##### 【専門科目】

専門科目は、保健科学の領域毎に理論面の構築とより高度な知識・技術の修得、実践から導き出される課題の探求・解決能力の向上に重点を置く教育内容が組み込まれている。さらに専門領域以外の科目選択が可能であり、関連する他領域に対する理解を深めることで領域を超えた幅広い連携を押し進める素養を身に付けることができる。

##### ○看護学領域

看護学領域には、基礎看護学専門科目、成人看護学専門科目、老年看護学専門科目、母性看護学・助産学専門科目、公衆衛生看護学専門科目、小児看護学専門科目、精神看護学専門科目、在宅看護学専門科目を置く。基礎看護学専門科目では、看護独自の実践方法について総合的に分析・評価するための基礎的能力、基礎研究を基盤とする効果的かつ有効な実践方法の開発と科学的根拠の検証について探求する。成人看護学専門科目では難病、がん等患者の QOL 向上を目指す看護及びこれらに関連する理論と最新の知識・技術を学修し、看護実践から導き出される研究課題について探求する。また、看護管理について学修、探求する。老年看護学専門科目では、高齢者の心身の健康問題に関する理論、看護技術、チームアプローチについて探求する。また、健康障害をもつ高齢者の継続看護の方法について探求する。母性看護学・助産学専門科目では、女性のライフステージ各期における健康課題、周産期の看護、助産及び関連する最新の理論・技術を学修し、看護実践から導き出される研究課題を探求する。公衆衛生看護学専門科目では、公衆衛生看護学の理論と技術について学ぶ。また、地域の健康課題の解決に必要な社会資源の開発と施策への反映、保健医療福祉のシステム化、ヘルスプロモーションの推進について探求する。小児看護学専門科目では、小児各期の健康課題とその看護、病児の看護に関する最新の知識を学ぶ。精神看護学専門科目では精神保健上の看護課題、

精神疾患を有する患者の健康課題について最新の知識を学ぶ。在宅看護学専門科目では、在宅看護技術、在宅ケアマネジメント、家族指導技術、在宅ケアシステム構築に関する理論と方法について学ぶ。

#### ○理学療法学領域

理学療法学領域には、基礎理学療法学専門科目、臨床理学療法学専門科目、地域理学療法学専門科目を置く。基礎理学療法学では人間動作の機序解明を目指し、そこから理学療法分野固有の問題を解決するための応用技術を研究・教育する。臨床理学療法学では、生涯人間発達の知見に基づく発達神経系理学療法の理論と方法や、臨床身体活動学の知見に基づく人間特性が及ぼす重複障害や内部機能障害の予防・治療に関連する生体機能と環境間の複合要因に対する理学療法技術開発の理論と方法について学ぶ。地域理学療法学では日常生活活動（ADL）・生活の質（QOL）・国際生活機能分類（ICF）などの方法論的課題に関する研究を通して理学療法学の科学的基盤を探求する。理学療法学の視点から人間の身体機能、活動と環境の影響の理解を深め、人間の健康問題・障害の予防・改善に役立つ科学的根拠に基づく理学療法や知見の蓄積、健康支援・福祉機器の開発・検証を行い、その成果を社会に還元することを目指す。

#### ○病因・病態検査学領域

病因・病態検査学領域は、専門科目として病態検査解析学、病態免疫化学検査学、病態血液検査学、生体分子情報検査学、生殖補助医療技術学、遺伝子情報検査学、病原体ゲノム検査学、生体機能検査学を置く。病態検査解析学では、臨床検査データから各種疾患の病態を解析するための技術・方法論とその意義について学ぶ。病態免疫化学検査学では、異常蛋白質の分離・分析法の基礎技術や、電気泳動分析法と免疫化学的分析法を組み合わせた高度な病態解析法を学ぶ。病態血液検査学、生体分子情報検査学、遺伝子情報検査学では、血液疾患を含む各種病態を解析するための分子生物学的検査法や遺伝子検査法、フローサイトメータを用いた細胞解析法等について学ぶ。生殖補助医療技術学では、配偶子の発生、分化を系統的知見に基づき体外受精による受精卵（胚）の作出・凍結学を中心とした高度生殖技術法を学ぶ。病原体ゲノム検査学では、ウイルス・細菌などの病原体ゲノムから得られた主要遺伝子塩基配列に最先端のバイオインフォマティクス技術を用いた解析法を学ぶ。生体機能検査学では、身体の機能を直接的に超音波検査や神経・筋機能検査を施行し、動脈硬化や糖尿病などの生活習慣病の病態解析法を学ぶ。さらに、解析学・検査学を応用し診断価値の高い新規検査法の開発及び確立を目指す。

#### ○放射線学領域

放射線学領域では、最先端の高度医療を実践し、チーム医療や情報管理、医療安全、放射線管理を牽引できる専門職リーダー及び高等教育に携わる教員の育成を目指すため、放射線医療安全管理学専門科目、放射線情報学専門科目、放射線教育学専門科目、放射線防護学専門科目を置く。また、医療分野以外での放射線利用の可能性を研究する放射線利用学専門科目を置き、これらに共通する専門科目として放射線学特論、放射線情報システム特論を置く。放射線医療安全管理学は、診療放射線技師が関わる業務について、医療安全管理、機器管理、組織管理などについて『管理』の視点から検討し、患者や地域住民から見た医療における「安心とは何か」について学ぶ。放射線情報学は、診

療放射線技師の専門職としての「機能と役割」について、医療の質向上のための画像処理・解析を『情報』の視点から検討し、患者や地域住民に提供すべき「放射線情報とは何か」について学ぶ。放射線教育学では、放射線学領域における医療専門職が、『教育』や研究を行う意義に着目し、医療専門職教育の進め方、カリキュラム編成、教育評価について考察し、放射線学における高度職業人養成と高等教育の特質を踏まえた大学学科運営の知識と実践について学ぶ。また、放射線防護学は、診療放射線技師がもつ責務としての放射線被曝、放射線管理などについて『防護』の観点から検討し、医療放射線の適正利用、利用制限、安全確保の知識と実践について学ぶ。放射線利用学では、医療における放射線利用にとどまらず、工芸、化学、植物、生物などとの相互作用を検討し、放射線利用の応用についての知識と実践について学ぶ。また、放射線学特論では、放射線学研究を進めるにあたって基盤となる『放射線学』を総合的な視点から概観し、放射線学の知識・技術に基づいた科学的思考能力を体系的・総合的に学ぶ。さらに、放射線情報システム学特論では、放射線領域における情報システムと情報連携の仕組み、運用管理について学び、『医療情報連携』の意義を理解する。

#### ○臨床工学領域

臨床工学領域には、生体医工学、医療安全管理学の専門科目を置く。臨床工学技士は医療機器の安全・適正な操作と管理を行うため、幅広い医学的知識及び深い工学的知識と技術をベースにしている。生体医工学では、その知識や概念を更に深めるため、現状の生体機能代行技術をはじめとする先端医療とそれを支える工学技術から抽出した課題や問題点を中心に学びを深める。すなわち生体構造から分子病態レベルまでの広範な知識を医療機器の特性及び操作性などの工学的観点と融合させて課題と向き合い分析できる能力を身につけることが目標となる。さらに臨床工学特別研究では特定の課題に絞って掘り下げることで、国際レベルの医療技術（医療機器を含む）の研究開発に向けた応用力を身に付ける。医療安全管理学では、患者の利益追求を基本として、医療施設内での微弱な電磁環境さえも管理するといったより完全な医療機器・患者安全管理システムとは何かを追求できる力を身につける。臨床工学領域では、医療機器や治療技術の進歩に伴う臨床工学分野の発展に寄与できる臨床の実践者、教育者及び研究・開発分野へ進む人材の育成を目指している。

#### ●シラバス（授業計画）●

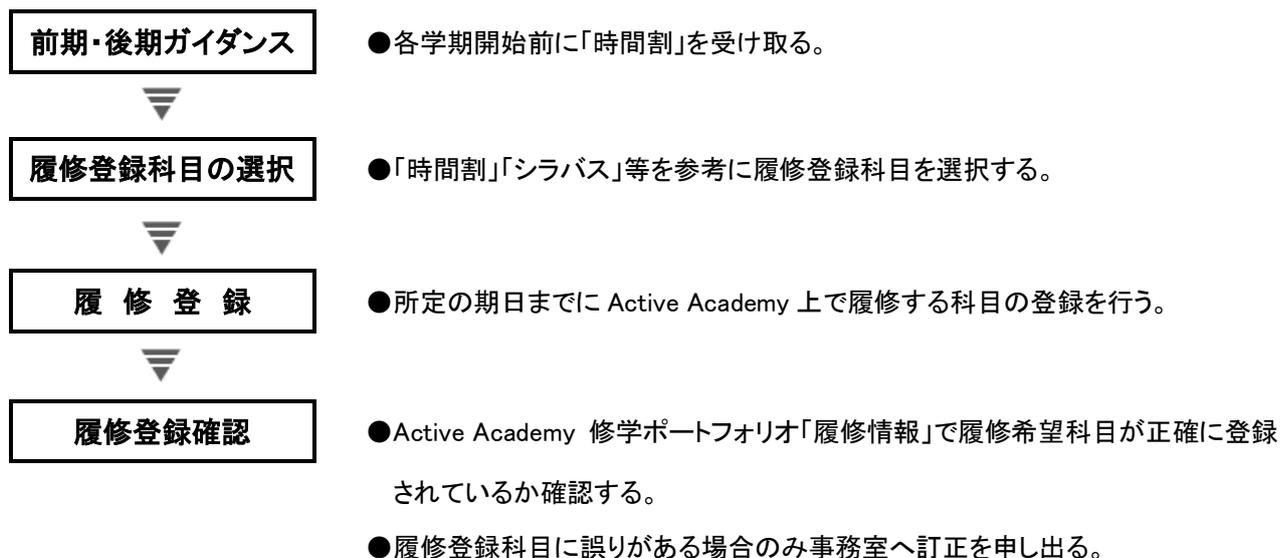
各授業科目のシラバスは、Active Academyにより閲覧できます。履修を予定している科目の内容の事前確認はもちろんのこと、授業の進行状況、成績評価の方法・基準等、普段の学習にシラバスを活用しましょう。

## 2 履修方法及び履修登録 . . . . .

### 1) 履修登録

学生は、その年次に開講される授業科目の中から各自履修する科目を選択し、以下の手順にそって履修登録を行います。履修登録をした科目でなければ、授業に出席しても単位を修得することはできません。また、所定の期日までに履修登録を行わなかった場合は、当該期間における履修の権利をすべて放棄したことになりますので十分注意してください。

#### 【履修登録の流れ】



### 2) 履修方法

履修方法は次のとおりです。

- ①専門科目主領域から講義 2 単位、演習 2 単位、特別研究 10 単位の計 14 単位を履修
- ②共通科目から 6 単位（必修科目を含む）を履修
- ③上記①②以外の共通科目と専門科目から講義科目 10 単位以上を履修

### 3) 履修登録期間

前期開講科目及び通年開講科目は前期履修登録期間中に、後期開講科目は後期履修登録期間中にそれぞれ履修登録を行ってください。

### 4) 履修登録上の注意

- ・履修登録は、各学期の定められた期間内に必ず学生本人が行ってください。
- ・同一時限に 2 科目以上の科目を重複して履修登録することはできません。
- ・既に単位を修得している科目の再履修はできません。
- ・当該科目が 3 分の 1 以上開講した後の追加・取消は一切認められません。
- ・休学期間中は履修登録を行うことはできません。

### 3 授業 . . . . .

#### 1) 学期

本大学院では1年を原則として前期と後期にわけて授業を行います。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

#### 2) 授業時間

授業時間は1時限(1コマ)90分です。

時限	授業時間
I時限	9:00 ~ 10:30
II時限	10:40 ~ 12:10
III時限	13:00 ~ 14:30
IV時限	14:40 ~ 16:10
V時限	16:20 ~ 17:50
VI時限	18:20 ~ 19:50
VII時限	20:00 ~ 21:30

#### 3) 欠席

授業を欠席する(した)場合、事前または事後に「**欠席届(大学院)**」を教務課へ提出してください。次の場合、授業を欠席しても出席扱いになります。ただし、いずれの場合も「**欠席届(公欠)**」(様式第3-1号)〈証明する書類を添付〉を提出した場合に限ります。

- ①学校保健安全法による出席停止のため登校を停止された場合〈診断書を添付〉
- ②天災等の理由により、交通機関が遅延して登校に支障があると本学が認めた場合〈関係機関の証明書を添付〉
- ③忌引きの場合〈会葬礼状等証明する書類を添付〉  
※忌引きの範囲は次のとおりです。ただし、その起算日は原則亡くなった日の前日から告別式までの間とし、日数は土日祝日を含みます。

父母 . . . . . 7日	配偶者、子供 . . . . . 10日
祖父母、兄弟姉妹 . . . . . 3日	伯叔父母、曾祖父母など . . . . . 1日
- ④その他学長が認めた行事等に参加する場合

#### 4) 休講・補講

休講・補講及び教室変更についての連絡は掲示板(大学院生室内に設置)への掲示にて行います。なお、緊急を要するもの(天候不良による休講等)については、Active Academy Web ポータルシステムで掲示と同時に情報伝達を行います。

**●学生による授業アンケート●**  
本学大学院では、「授業」の在り方を考えていくため、毎学期末に「学生による授業アンケート」を実施しています。アンケート結果は各単位認定者へ還元され、より良い授業となるよう教育改善に役立てられます。アンケートは学生のみなさんが授業を受けて感じたことを教員に伝える有効な手段ですので、ぜひ積極的に回答してください。アンケート回答時期・回答方法は別途お知らせします。

## 4 成績評価・単位認定

### 1) 成績評価及び単位認定

成績評価及び単位の認定は、シラバス「成績評価方法・基準」に準拠して行われます。成績の評価は以下の5段階に区分され、60点（C）以上を合格として単位が認定されます。59点以下（F）は不合格となり単位は認定されません。

A+	A	B	C	F
100～90点	89点～80点	79点～70点	69点～60点	59点以下
合格（単位認定）				不合格

各授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮し、授業の方法に応じ計算します。

講義・演習については、15時間の講義・演習をもって1単位とする。

博士前期課程における特別研究については研究に必要な時間数を考慮して10単位とする。

### 2) 成績通知

前期の成績評価は10月、前期後期をあわせた成績評価は次年度の4月にActive Academy 修学ポートフォリオの「成績表」でお知らせします。

## 5 修業年限・修了要件

### 1) 修業年限

博士前期課程の標準修業年限は2年です。

※職業を有している等の事情により、修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることがあります。

### 2) 修了要件

博士前期課程の修了要件は、次のとおりです。

- ・ 修了に必要な単位は30単位以上
  - ①主領域の中から、講義2単位、演習2単位、特別研究10単位の計14単位を必修科目として履修すること
  - ②共通科目の中から、6単位（必修科目を含む）を履修すること
  - ③上記①②以外の共通科目と専門科目の中から講義科目10単位以上を選択して履修すること
- ・ 修士論文の審査及び最終試験に合格すること

## IV 学位

### 1 学位 . . . . .

#### 1) 学位の名称

博士前期課程における学位の名称は、次のとおりです。

修士（保健学） Master of Science in Health Sciences

#### 2) 学位申請資格

博士前期課程に2年以上在学し、30単位以上を修得済みまたは修得見込みの者で、研究指導教員から修士論文提出の承認を得た者とします。

\*在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば、学位を申請することができます。この場合、「群馬パース大学大学院保健科学研究科における在学期間の短縮に関する申し合わせ」に定める手続きと判定が必要となります。

### 2 学位審査 . . . . .

#### 1) 学位審査の方法

学位審査は、学位審査委員会による学位論文審査及び最終試験により行われます。最終試験は、提出された学位論文を中心として、口頭発表及びこれに対する試問の形で行います。なお、学位論文審査に先立ち、公開審査を行います。

#### 2) 学位論文

修士論文は申請者単独の著作であって、研究領域における新たな知見または研究領域の進展に寄与する新たな観点・解釈、及び独自の考察を含む、和文または英文の論文とします。

#### 3) 学位論文審査手続き

学位論文の審査を申請する場合は、指定の期日までに以下の書類を教務課へ提出しなければなりません。

- 提出書類：①学位論文審査願（所定用紙）
  - ②修士論文 3部
  - ③研究倫理教育受講修了証の写し

#### ●修士論文作成に関する注意事項等

- (1) A4判、ページ設定は38字×35行、明朝体12ポイント、余白；上25mm、下20mm、左30mm、右20mm、英数字は半角とする。
- (2) ワープロ又はパソコンを使用し作成する。
- (3) 原則として100頁以内（図表含む）、片面印刷とする。
- (4) 使用言語は原則として日本語または英語とする。

(5) 論文の内容は以下の項目を備えたものとする。ただし、序論、結論等の用語はこれに限らない。

I. 序論 ※研究目的とその背景

II. 方法

III. 結果

IV. 考察

V. 結論

VI. 文献

※1 VI. 文献の記載方式は、バンクーバー方式（引用順方式）とする。

※2 図表は本文中に挿入するか、または、まとめて最後に載せる。最後に載せる場合は、「VII. 図・表」とする。

※3 本文には頁番号を付ける。

※4 この他、調査票等を資料として添付する場合は、VII (VIII) . 資料 とし、頁番号を別に付する。

(6) 提出の際は以下の順番に揃えて1部ずつクリアファイル等にまとめて提出すること。

①表紙

②中表紙

③論文要旨 ※

④目次

⑤本文

⑥裏表紙（白紙）

#### ※論文要旨作成方法

(1) A4版、要旨本文1,000字程度、ページ設定は38字×35行、明朝体12ポイント、余白；上25mm、下30mm、左右25mm、左25mm、右25mm、英数字は半角とする。

(2) 題名は明朝体14ポイント・太字でセンタリングする。

(3) 題名1行の場合は2行、題名2行の場合は1行空けて領域名等及び氏名を記入する。

(4) 氏名の行から本文までは1行空ける。

## ●文献記載方法

### 【学術雑誌論文】

著者名. 論文名. 雑誌名. 出版年(西暦), 巻数(vol), 号数(no), p. はじめのページ-おわりのページ.

- (例) 1) Fujita K, Sato H, Kameko F, et al. An immunoglobulin A1 that inhibits lactate dehydrogenase activity, with reversal of inhibition by addition of NADH. *Ann Clin Lab Sci.* 2006, vol.36, no.4, p.461-468.
- 2) 小林亜由美, 矢島正榮, 小林和成, 他. 群馬県東北部山村住民の腰痛に関連する日常生活要因. 群馬パース大学紀要. 2007, no.5, p.11-22.

### 【電子ジャーナル中の論文】

著者名. 論文名. 雑誌名. 出版年(西暦), 巻数(vol), 号数(no), p. はじめのページ-おわりのページ. doi. 入手先, (入手日付).

- (例) Yajima M, Kanda K. Empirical analysis of content of support in regional intractable disease consultation. *Jpn J Nurs Sci.* 2013, vol.10, no.1, p.109-120. doi: 10.1111/j.1742-7924.2012.00217.x. <http://onlinelibrary.wiley.com/doi/10.1111/j.1742-7924.2012.00217.x/full>, (参照 2018-11-18).

### 【単行本】

著者名. 書名. 版表示, 出版地, 出版者, 出版年(西暦), 総ページ数 p. (シリーズ名, シリーズ番号), ISBN.

- (例) 藤田清貴. 臨床検査で遭遇する異常蛋白質:基礎から発見・解析法まで. 東京, 医歯薬出版, 2010, 168p. ISBN978-4-263-22269-0.

《分担執筆の場合》

著者名.“分担題目”. 書名. 編者名. 出版地, 出版者, 出版年(西暦), p. はじめのページ-おわりのページ.

- (例) 伊東元, 高橋正明.“運動学とは”. 標準理学療法学・作業療法学 専門基礎分野 運動学. 伊東元, 高橋正明編. 東京, 医学書院, 2012, p.3-5.

### 【ウェブサイトの引用 (ウェブサイト中の記事)】

著者名. “ウェブサイトの題名”. ウェブサイトの名称. 更新日時. 入手先, (入手日付).

- (例) 藤田清貴, 亀子文子.“電気泳動法による異常蛋白の分析および判読の仕方”. 更新日時 2009-01-26. <http://zen.shinshu-u.ac.jp/modules/0096000000/>, (参照 2018-11-18).

(注1) 著者が3名以上の場合は、「～他」、若しくは「et. al」で略記する。

(注2) 編者は、氏名の後に「編」、若しくは「ed.」をつける。

(注3) 雑誌名は、慣用略称を用いる。医学系の場合は、医学中央雑誌収載誌目録及び Index Medicus に従う。

#### 4) 学位論文審査の評価基準

修士論文の審査は、学位授与の方針（ディプロマポリシー）等を踏まえて行い、以下の各項目について評価する。

- (1) 研究課題の理解：研究領域における専門的な知識及び研究課題に関連する知識を十分習得し、先行研究を十分吟味して課題を設定しているか。
- (2) 研究方法の理解：研究方法是科学的根拠に基づき、目的達成のために適切か。また、研究方法について十分理解し、適切に研究を進めたか。
- (3) 研究内容：研究内容は従来の研究と比較して何らかの新たな知見、または研究領域の進展に寄与する新たな観点・解釈を含むか。また、得られた結果に対して適切な考察がなされているか。
- (4) 表現の明瞭性：研究の流れが明瞭に解説され、論理展開に整合性があるか。

#### 5) 論文発表会

学位論文審査終了後、論文発表会を行います（2月下旬を予定）。

##### ○発表方法

- ・発表はパソコンと液晶プロジェクターで行う。本学のノートパソコン（Windows10）を使用する場合は、最新の Power Point（プレゼンテーションソフト）がインストールされているため、旧バージョンで作成した場合、データが崩れる可能性が有ります。パソコンを持参して使用する場合は、事前に本学の機材（プロジェクター等）との接続状態について各自責任をもって確認すること（コネクター等必要な場合は各自用意する）。
- ・スライドの枚数制限はないが、発表時間内で収まるようにする。
- ・発表時間は1題につき 発表 12分、質疑応答 6分、**計18分** とする。
- ・発表時間の経過はベルで知らせる（11分：ベル1回、12分：ベル2回）。時間厳守で行うこと。
- ・発表時のパソコン操作は発表者が行うこと。
- ・Power Point ファイルは発表前に発表用パソコンに移動しておくこと。ファイル名は発表順を半角数字で、発表者名を半角英字で保存しておく。（例）「1 - Takasaki Taro」

##### ○予稿

- ・発表会1週間前までに教務課（paz-kyoumu@paz.ac.jp）へ予稿（データ）を提出してください。ファイル名は「予稿（学籍番号：氏名）」とし、指定されたフォーマットで作成してください（A4判1枚/P24作成例参照）。
- ・発表終了後、予稿集の取り扱いには注意してください。未発表未投稿の論文が多いため、学外部からの参加者の予稿集の持ち帰りは不可とします。

6) 学位論文作成例

(製本論文表紙作成例)

修士 (保健学) 学位論文

18 ポイント

在宅2型糖尿病患者の  
服薬アドヒアランスに関する影響要因の探索

22 ポイント  
太字  
英数字は半角

2021 年度

製本論文表紙は  
全てセンタリング  
明朝体とする

18 ポイント  
英数字は半角

群馬パース大学大学院  
保健科学研究科 保健科学専攻  
●●領域  
高崎 太郎

(製本論文背表紙作成例)

在宅2型糖尿病患者の服薬アドヒアランスに関する影響要因の探索

二〇二一年度

高崎  
太郎

明朝体 10～10.5 ポイント  
余白；上下 30mm

(中表紙作成例)

## 在宅2型糖尿病患者の服薬アドヒアランスに関する影響要因の探索

保健科学研究科 保健科学専攻 ●●領域

20M1XX 高崎 太郎

研究指導教員 ○○ ○○ 教授

論 文 要 旨 ( 和 文 )

在宅2型糖尿病患者の服薬アドヒアランスに関する影響要因の探索 ①

②

保健科学研究科 保健科学専攻 ●●領域③

20M1XX 高崎 太郎③

④

ページ設定 ; 38 字×35 行、明朝体 12 ポイント、英数字は半角  
余白 ; 上 25mm、下 20mm、左 30mm、右 20mm  
要旨本文 1,000 字程度とする。

①題名 明朝体・太字 12 ポイント、センタリング

②題名 1 行の場合は 2 行、題名 2 行の場合は 1 行空ける。

③研究科名、専攻名、領域名で 1 行 明朝体 12 ポイント、センタリング  
学籍番号、氏名で 1 行 明朝体 12 ポイント、センタリング

④1 行空ける。

キーワード : ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(目次作成例)

## 目 次

※序論、結論等の用語はこれに限らない。

I. 序論	1
II. 方法	1
1. 用語の定義	・・1
2. 研究対象	・・2
3. 調査方法	・・3
4. 調査期間	・・3
5. 分析方法	・・3
6. 倫理的配慮	・・4
III. 結果	4
1. 対象の概要	
2. ○○	・・4
3. ○○	・・5
4. ○○	・・8
5. ○○	・・23
IV. 考察	25
1. ○○	・・25
2. ○○	・・28
3. ○○	・・30
V. 結論	31
VI. 引用文献	32
VII. 図・表	34
VIII. 資料	35
資料1 対象者宛研究依頼文「○○○の実施について（依頼）」	
資料2 調査票「○○○に関する調査」	
資料3 ○○	

※研究依頼文等を添付する場合、個人の連絡先等は伏せること。





●論文作成・審査・最終試験等に関する標準的なスケジュール

時期		事項
1年次	前期	4～9月：指導教員と研究計画書作成
	後期	10月～3月： ・「研究計画書」・「指導教員指導計画書（様式7）」提出 ・研究倫理審査申請書提出 （通常審査：10月・1月・4月・7月、迅速審査：随時）
2年次	前期	6月： <b>研究中間発表会（公開）</b> 出席者：学位申請予定者、研究指導教員・研究指導補助教員 ・M1学生 座長：担当指導教員 ※質問・指摘事項については担当指導教員からのコメントも可とする。研究計画の見直しが必要となる可能性もあるので、座長は担当指導教員が望ましい。
	後期	11月： <b>学位審査委員会の設置</b> 学位審査委員会は、主審査教員（1名）、副審査教員（2名）で構成する。 主審査教員及び副審査教員は、すべて本学大学院博士前期課程あるいは大学院博士後期課程特別研究指導教員とする。 <u>副審査教員のうち少なくとも1名は、他領域の特別研究指導教員とする。</u> 指導教員は、主審査教員あるいは副審査教員を担当できない。  12月上旬： <b>学位論文審査申請</b> 提出書類：学位論文審査願（様式1）、修士論文3部、研究倫理教育受講修了証の写し  12月下旬： <b>公開審査</b> 出席者：学位申請者、研究指導教員・研究指導補助教員 座長：主審査教員 （質疑①；副審査教員中心5分、質疑②；参加者5分） ※担当指導教員からのコメントは不可とする。  1月中旬： <b>学位論文審査・最終試験</b> 学位申請者、主審査教員及び副審査教員のみ審査 ※審査結果が保留となった場合は、修士論文及び論文要旨の修正版各3部を再審査3日前までに教務課へ提出する。  再審査期間：1月下旬～2月上旬  2月中旬： <b>修了発表</b>  2月下旬： <b>学位論文発表会</b> 場所：1号館8階 PAZ Hall ※司会や進行はM1学生を中心とする。  修士論文（製本用）提出（PDFファイル）

## V 学則

### 群馬パース大学大学院 学則

#### 第1章 総則

(趣 旨)

第1条 群馬パース大学大学院（以下「本大学院」という。）は、群馬パース大学建学の精神に則り、専門分野における高度な学術の理論及び応用を教授研究し、その意義を認識すると同時に、その深奥を究め、又は高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、保健医療の充実と専門分野の研究並びに教育の拠点となることを使命とする。

(目 的)

第2条 本大学院の趣旨に則し次の目的を掲げるものとする。

- (1) 高度な専門知識・能力を有する実践者の育成
- (2) 保健医療分野においてリーダーシップを発揮する指導者の育成
- (3) 実践分野において研究能力・教育能力を発揮する実践者・指導者の育成
- (4) 科学的エビデンスを構築しながら研究開発を行うことができる人材の育成

#### 第2章 自己点検、自己評価

(自己点検・評価等)

第3条 本学は、その教育研究水準の改善・向上を図り、前条に掲げる目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果について公表する。

- 2 前項の点検及び評価の結果について、一定期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（以下「認証評価機関」という。）による評価を受けるものとする。
- 3 本学は、教育研究活動等の状況、自己点検・評価、認証評価機関の評価結果について、刊行物、広報活動等において、積極的に情報を提供するものとする。
- 4 本条第1項の点検及び評価に関する事項は別に定める。

#### 第3章 課程及び教育研究上の組織

(課 程)

第4条 本大学院に博士課程を置く。博士課程は、博士前期課程及び博士後期課程に区分する。

(研究科、専攻及び定員等)

第5条 本大学院に研究科及び専攻を置き、入学定員及び収容定員を次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
保健科学研究科	保健科学	博士前期課程	8名	16名
		博士後期課程	2名	6名

(教員組織)

第6条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科における授業及び研究指導は、教授、准教授、講師及び助教が担当する。

#### 第4章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第7条 博士課程の修業年限は5年とし、博士前期課程の修業年限を2年、博士後期課程の修業年限を3年とする。

2 職業を有している等の事情により、第1項に規定する修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(在学年限)

第8条 博士前期課程の学生は4年を、博士後期課程の学生は6年を超えて在学することができない。

#### 第5章 学年・学期及び休業日

(学 年)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第10条 学年を、次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第11条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 創立記念日
- (4) 夏季休業日 当該年間学事日程による
- (5) 冬季休業日 当該年間学事日程による
- (6) 春季休業日 当該年間学事日程による

- 2 前項に規定する休業日において、学長が必要と認めるときは、授業を行うことができる。必要がある場合は、学長は、前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

## 第6章 運営組織

(研究科委員会)

第12条 本大学院の管理運営のため、研究科委員会を置く。

- 2 前項の研究科委員会の組織、任務、権限及び運営の細部については別に定める。

## 第7章 教育課程等

(教育課程)

第13条 本大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を作成し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、本大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を習得させるとともに、当該専門分野に関連する分野の基礎的要素を涵養するよう適切に配慮する。

(授業及び研究指導)

第14条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(授業科目)

第15条 本大学院には、教育上必要な授業科目を開設するものとする。

- 2 前項の授業科目は別表第1、2のとおりとする。

(研究指導)

第16条 研究指導は、第6条の規定により置かれる教員が行うものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第17条 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 本大学院は、学習の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

## 第8章 課程の修了要件等

(課程の修了要件)

- 第 18 条 本大学院の博士前期課程の修了要件は、本大学院に 2 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該博士前期課程の目的に応じ、本大学院の行う博士前期課程の修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 本大学院の博士後期課程の修了要件は、本大学院に 3 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該博士後期課程の目的に応じ、本大学院の行う博士後期課程の博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本大学院に 2 年以上在学すれば足りるものとする。
- 3 学位論文の審査に関し必要な事項は別に定める。

(学位授与)

- 第 19 条 学長は、前条第 1 項の規定により博士前期課程修了の認定を受けた者に対し、次の学位を授与するものとする。
- 保健科学研究科保健科学専攻 修士 (保健学)
- 2 学長は、前条第 2 項の規定により博士後期課程修了の認定を受けた者に対し、次の学位を授与するものとする。
- 保健科学研究科保健科学専攻 博士 (医療科学)
- 3 学位の授与に関し必要な事項は別に定める。

## 第 9 章 入学、再入学、転入学等

(入学の時期)

- 第 20 条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

- 第 21 条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。ただし、看護学領域においては、次の各号の一に該当し、かつ、保健師、助産師、看護師のいずれかの資格を有し、保健医療機関等での実務経験 3 年以上を有する者とする。
- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第 104 条の規程により、学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が指定した者
- (5) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24 歳に達した者
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位や専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣が指定した者

- (4) 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認められた者
- (5) その他本大学院において、修士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

(入学の志願)

第22条 本大学院への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第23条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学の手続及び入学許可)

第24条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、入学誓約書、その他所定の書類を提出するとともに、別に定める入学金及び授業料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に、研究科委員会の議を経て入学を許可する。

(再入学)

第25条 本大学院を退学した者が、再入学を願い出たときは、研究科委員会の議を経て、許可することがある。

(転学)

第26条 学生が、他の大学院に転学しようとするときは、指導教員及び研究科長を経て学長に転学願を提出し、許可を受けなければならない。

(転入学)

第27条 他の大学院から、本大学院に転学を志願する者がいるときは、学期の始めに限り研究科委員会の議を経て許可することがある。

## 第10章 休学、転学、退学、留学及び除籍

(休学)

第28条 疾病その他特別の理由により、3ヶ月以上修学することができない者は、その理由を明らかにし、休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病による理由の場合には、医師の診断書を添付しなければならない。

3 疾病のため、修学することが適当でないと認められる者について、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 29 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して 2 年を越えることができない。
- 3 休学期間は、第 8 条に規定する在学年限に算入しない。

(退 学)

第 30 条 退学しようとする者は、退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(留 学)

第 31 条 外国の大学院又は研究所等に留学を志望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の規定により留学した期間は、第 7 条の修業年限に算入することができる。

(除 籍)

第 32 条 次の各号に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、催促してもなお納付しない者
- (2) 第 8 条に規定する在学年限を超えた者
- (3) 第 29 条に規定する休学期間を超えてなお修学する見込みがない者
- (4) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められた者
- (5) 死亡した者又は長期にわたり行方不明の者

## 第 11 章 研究生

(研究生)

第 33 条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生に関する事項は、別に定める。

## 第 12 章 検定料、入学金及び授業料

(検定料、入学金及び授業料の額)

第 34 条 検定料、入学金及び授業料の額は「学校法人群馬パース学園授業料等徴収に関する規程」に定める。ただし、第 7 条第 2 項の適用を認められた者の授業料は、別に定めるとおりとする。

(授業料の納付)

第 35 条 授業料は、年額又は 2 分の 1 ずつを次の 2 期に分けて納付しなければならない。

区分

納期

前期（4月から9月まで）	4月中
後期（10月から翌年3月まで）	10月中

（復学等の場合の授業料）

第36条 前期又は後期の途中において復学等した者は、復学等した月から当該期末までの授業料を、復学等した月に納付しなければならない。

（学年の途中で修了する場合の授業料）

第37条 学年の途中で修了する見込みの者は、修了する見込みの月までの授業料を納付しなければならない。

（退学及び除籍の場合の授業料）

第38条 前期又は後期の途中で退学し又は除籍された者の該当期分の授業料は徴収する。

（休学の場合の授業料）

第39条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学期間に限り入学時に定められた授業料の8割を減免する。

（納付した授業料等）

第40条 納付した検定料、入学金及び授業料は返付しない。

## 第13章 公開講座

（公開講座）

第41条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本大学院に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する必要な事項は、別に定める。

## 第14章 改正及び細則

（改正）

第42条 本学則の改正は、理事会が行う。

（細則その他）

第43条 本学則施行についての細則その他必要な事項は、別に定める。

附則

1. この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附則

1. この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2. この学則改正後の第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 15 条、第 18 条、第 19 条の規定は、平成 30 年度入学生から適用し、平成 29 年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附則

1. この学則は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

2. この学則改正後の第 15 条の規定は、2019 年度入学生から適用し、2018 年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附則

1. この学則は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

2. この学則改正後の第 15 条の規定は、2020 年度入学生から適用し、2019 年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

別表第1 博士前期課程

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			修了に必要な単位数
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
共通科目	医療倫理学特論	1 前		2		○			30 単位 以上
	医療運営・管理学特論	1 前		2		○			
	人体の構造と機能学特論	1 前		2		○			
	加齢医学特論	1 前		2		○			
	保健医療統計学特論	1 前		2		○			
	家族社会学特論	1 前		2		○			
	生殖補助医療技術学概論	1 前		2		○			
	教育学	1 前		2		○			
	応用英語	1 前		2		○			
	研究方法特論	1 前	1			○			
	研究方法論Ⅰ	1 前		1		○			
	研究方法論Ⅱ	1 前		1		○			
	研究方法論Ⅲ	1 前		1		○			
	研究方法論Ⅳ	1 前		1		○			
	研究方法論Ⅴ	1 前		1		○			
	保健学特別セミナー	1 後	2			○			
専門科目	看護学領域	基礎看護学特論	1 前		2		○		30 単位 以上
		基礎看護学演習	1 後		2			○	
		基礎看護学特別研究	2 通		10			○	
		成人看護学特論	1 前		2		○		
		成人看護学演習	1 後		2			○	
		成人看護学特別研究	2 通		10			○	
		老年看護学特論	1 前		2		○		
		老年看護学演習	1 後		2			○	
		老年看護学特別研究	2 通		10			○	
		母性看護学・助産学特論	1 前		2		○		
		母性看護学・助産学演習	1 後		2			○	
		母性看護学・助産学特別研究	2 通		10			○	
		公衆衛生看護学特論	1 前		2		○		
		公衆衛生看護学演習	1 後		2			○	
		公衆衛生看護学特別研究	2 通		10			○	
		小児看護学特論	1 前		2		○		
精神看護学特論	1 前		2		○				
在宅看護学特論	1 前		2		○				

科目 区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数			授業形態			修了に 必要な 単位数
			必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実習	
専門科目	理学療法学領域	基礎理学療法学特論	1 前	2		○			(30 単位 以上)
		基礎理学療法学演習	1 後	2			○		
		基礎理学療法学特別研究	2 通	10			○		
		臨床神経理学療法学特論	1 前	2		○			
		臨床神経理学療法学演習	1 後	2			○		
		臨床身体活動学特論	1 前	2		○			
		臨床身体活動学演習	1 後	2			○		
		臨床理学療法学特別研究	2 通	10			○		
		高齢者理学療法学特論	1 後	2		○			
		地域理学療法学特論	1 後	2		○			
	病因・病態検査学領域	病態検査解析学	1 前	2		○			
		病態免疫化学検査学特論	1 前	2		○			
		病態免疫化学検査学演習	1 後	2			○		
		遺伝子情報検査学特論	1 前	2		○			
		遺伝子情報検査学演習	1 後	2			○		
		病態血液検査学特論	1 前	2		○			
		病態血液検査学演習	1 後	2			○		
		生体分子情報検査学特論	1 前	2		○			
		生体分子情報検査学演習	1 後	2			○		
		病原体ゲノム検査学特論	1 前	2		○			
		病原体ゲノム検査学演習	1 後	2			○		
		生殖補助医療技術学特論	1 前	2		○			
		生殖補助医療技術学演習	1 後	2			○		
		生体機能検査学特論	1 前	2		○			
		生体機能検査学演習	1 後	2			○		
		病因・病態検査学特別研究	2 通	10				○	
	放射線学領域	放射線医療安全管理学特論	1 前	2		○			
		放射線医療安全管理学演習	1 後	2			○		
		放射線情報学特論	1 前	2		○			
		放射線情報学演習	1 後	2			○		
		放射線教育学特論	1 前	2		○			
		放射線教育学演習	1 後	2			○		
		放射線防護学特論	1 前	2		○			
		放射線防護学演習	1 後	2			○		
		放射線利用学特論	1 前	2		○			
		放射線利用学演習	1 後	2			○		
		放射線学特別研究	2 通	10			○		
		放射線学特論	1 後	2		○			
		放射線情報システム特論	1 後	2		○			
		領域 臨床工学	生体医工学特論	1 前	2		○		
	生体医工学演習		1 後	2			○		
	臨床工学特別研究		2 通	10			○		
	医療安全管理学特論		1 前	2		○			

- ※ ①専門科目主領域から講義 2 単位、演習 2 単位、特別研究 10 単位の計 14 単位を履修する。  
 ②共通科目から 6 単位（必修科目を含む）を履修する。  
 ③上記①②以外の共通科目と専門科目から講義科目 10 単位以上を履修する。

別表第 2 博士後期課程

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			修了に必要な単位数
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
共通科目	生命研究倫理論	1 前	2			○			14 単位以上
	医療科学研究法Ⅰ	1 前		2		○			
	医療科学研究法Ⅱ	1 前		2		○			
	医療科学研究法Ⅲ	1 前		2		○			
専門科目	特講Ⅰ（生体分子・病原体遺伝子）	1 前		2		○			
	特講Ⅱ（細胞機能・生殖補助技術）	1 前		2		○			
	特講Ⅲ（生体機能）	1 前		2		○			
	演習Ⅰ（生体分子・病原体遺伝子）	1 後		2			○		
	演習Ⅱ（細胞機能・生殖補助技術）	1 後		2			○		
	演習Ⅲ（生体機能）	1 後		2			○		
特別研究	医療科学特別研究	1～3 通	6				○		

- ※ ①専門科目から指導教員の指定する講義 2 単位、演習 2 単位の計 4 単位を履修する。  
 ②共通科目から 4 単位（必修科目を含む）を履修する。  
 ③特別研究 6 単位を履修する。

**大学院 学生便覧**  
(2020年度)

2020年4月1日 発行

---

群馬パース大学大学院 教務課

〒370-0006

群馬県高崎市問屋町 1-7-1

TEL 027-365-3366(代) FAX 027-365-3367

E-mail paz-kyoumu@paz.ac.jp

# 大学院 学生便覧

(2020 年度)

群馬パーズ大学大学院保健科学研究科

(博士後期課程)

# 目 次

I	目的及び教育方針	1
	1) 群馬パース大学大学院の目的	1
	2) 博士後期課程における教育研究上の目的	1
	3) 博士後期課程における教育方針	1
	4) 保健科学部と大学院保健科学研究科との関係	2
II	学生生活	3
	1 学籍	3
	1) 学籍	3
	2) 学籍番号	3
	3) 学生証	3
	2 学籍異動	3
	1) 休学	3
	2) 復学	4
	3) 退学	4
	3 施設・設備	4
	1) 各棟の開時間	4
	2) 講義室・演習室及び実験・実習室	5
	3) 大学院生室	5
	4) 連絡事項等の伝達	5
	5) 喫煙の禁止	5
	6) 各種証明書・申請書の発行	5
	7) 駐車場	5
III	履修	6
	1 教育課程の概要	6
	1) 教育課程の概要	6
	2 履修方法及び履修登録	8
	1) 履修登録	8
	2) 履修方法	8
	3) 履修登録期間	9
	4) 履修登録上の注意	9
	3 授業	9
	1) 学期	9
	2) 授業時間	9
	3) 欠席	9
	4) 休講・補講	10
	4 研究	11
	1) 研究のスケジュール	11

5	成績評価・単位認定	12
1)	成績評価及び単位認定	12
2)	成績通知	12
6	修業年限・修了要件	12
1)	修業年限	12
2)	修了要件	12
<b>IV</b>	<b>学位</b>	<b>13</b>
1	学位	13
1)	学位の名称	13
2)	学位申請資格	13
2	学位審査	13
1)	学位審査の方法	13
2)	学位論文	13
3)	学位論文審査手続き	13
4)	学位論文審査の評価基準	14
5)	学位論文の公表	14
<b>V</b>	<b>学則</b>	<b>15</b>

# I 目的及び教育方針

## 1) 群馬パース大学大学院の目的

現代医療の高度化、複雑化、多様化に幅広く対応するために、保健科学を看護学、理学療法学、病因・病態検査学、放射線学、臨床工学の立場から探究するとともに、保健科学に共通する高度な学術的基盤を修得し、各分野における次世代を担える研究能力と豊かな人間性を備え、その分野で活躍できる教育者、研究者、指導者を育成することを目的とする。

## 2) 博士後期課程における教育研究上の目的

大学院修士課程における教育・研究を通して養われた知識や技術による高度な専門能力を更に高め、医療科学領域において国際的な視野に立ち、自ら独創性の高い研究を遂行、指導できる教育・研究者、及び医療現場の高度な専門技術者を育成することを目的とする。

## 3) 博士後期課程における教育方針

### アドミッション・ポリシー（入学者受入れの基本方針）

保健科学研究科博士後期課程ではアドミッション・ポリシーを以下のとおり定める。

- ①科学的・論理的な思考に基づいて独創的かつ実践的な研究を遂行することに意欲のある人
- ②医療・保健科学分野の教育を行う大学、あるいは大学院における教育・研究指導に意欲のある人
- ③医療現場において、高い倫理観と高度な専門知識に基づいた実践能力を持ち、自立的な研究を行うことに意欲のある人
- ④科学的エビデンスを構築しながら研究開発を行うことに意欲のある人

### カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる人材を養成するため、以下のとおり教育課程を編成し、実施する。

#### ①高い倫理性と強い責任感、課題遂行力の涵養

共通科目において、社会的理解を得るための生命倫理に則った研究デザインと倫理的行動能力を修得することを目的とした「生命研究倫理論」と、自らの研究分野以外の幅広い知識と課題に適した研究方法を選択できる能力を修得することを目的とした「医療科学研究法」の科目を設置する。

#### ②創造性豊かな優れた研究・開発能力の涵養

専門科目において、科学的エビデンスを構築するための高度解析技術や最新評価法などを修得することを目的とした「特講科目」と、各領域の解決すべき課題を広く探求し、課題解決思考を発展させるため、英文文献講読と教員との討論により、研究の評価・応用能力を養い、国際的な情報発信ができることを目的とした「演習科目」、さらに、医療科学における新たな知見を得るための研究を行い英文論文として公表できることを目的とした「特別研究」を設置する。

### ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

保健科学研究科保健科学専攻（博士後期課程）を修了し、次に該当するものに博士（医療科学）の学位を授与する。

- ①独創性・創造性に優れ国際的に通用する研究能力を備えた人材
- ②医療・保健科学分野の教育を行う大学あるいは大学院における教育・研究指導ができる人材
- ③医療現場において、高い倫理観と高度な専門知識に基づいた実践能力を持ち、自立的な研究

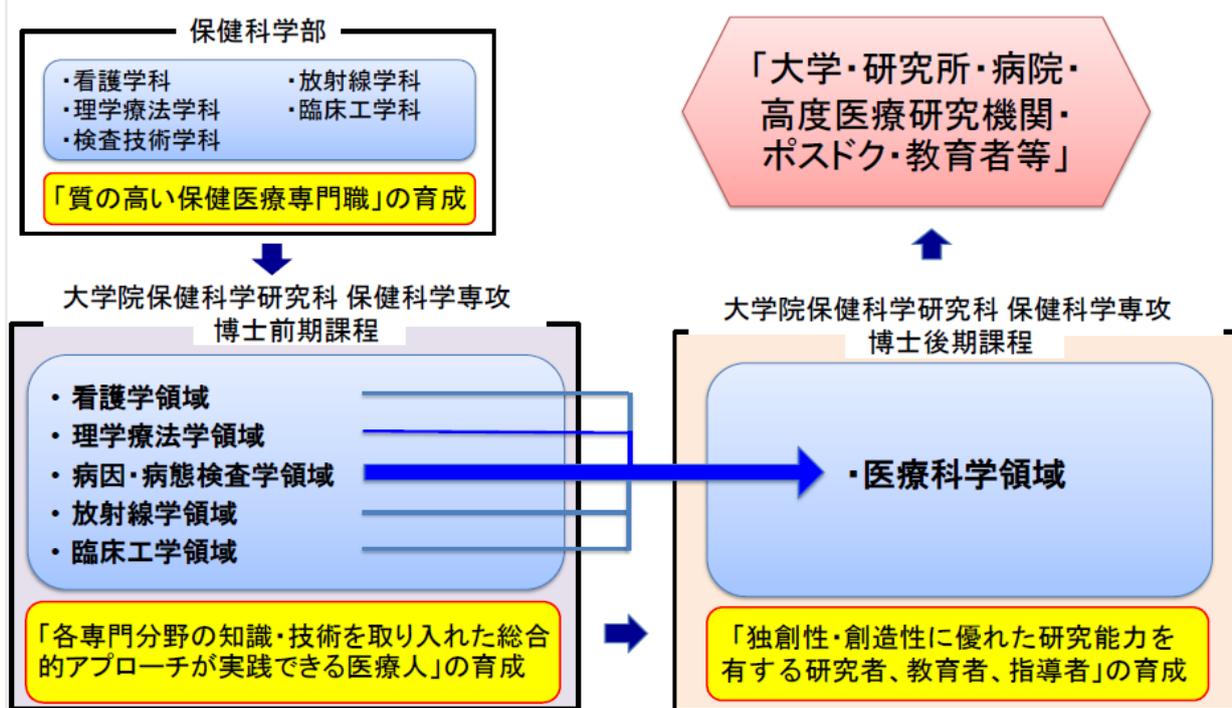
ができる人材

④科学的エビデンスを構築しながら研究開発ができる人材

#### 4) 保健科学部と大学院保健科学研究科との関係

本学保健科学部には看護学科、理学療法学科、検査技術学科、放射線学科、臨床工学科の5学科があり、大学院保健科学研究科博士前期課程においては看護学領域、理学療法学領域、放射線学領域、臨床工学領域の他に、臨床検査技師の資格がなくとも臨床検査学及び検査技術学を学問として追求できるよう病因・病態検査学を配置している。これらの立場から保健科学を探究するとともに、人間の健康に関わる問題とその多面的要因に関わる探求において、各専門分野の知識・技術を取り入れた総合的アプローチが実践できる医療人を育成してきた。博士後期課程は既設の博士前期課程における5領域（看護学領域、理学療法学領域、病因・病態検査学領域、放射線学領域、臨床工学領域）の中で、基礎研究力の高い病因・病態検査学領域の研究内容や高度解析技術を発展させ、生体分子、病原体遺伝子、細胞機能、生殖補助技術、生体機能などの「医療科学」に焦点をあてて、病気の予防や健康増進のための科学的エビデンスを構築しながら、独創性・創造性に優れ国際的に通用する研究能力を備えた医療人（研究者、教育者、指導者）を育成することを目的としている。博士前期課程と博士後期課程の連動性については下図に示したとおりであり、病因・病態検査学領域は、博士後期課程におけるすべての研究領域（生体分子、病原体遺伝子、細胞機能、生殖補助技術、生体機能）に対応する。また、専任教員の研究専門性から、看護学領域は主に生殖補助技術に、臨床工学領域は主に細胞機能に、理学療法学領域・放射線学領域は主に生体機能にそれぞれ対応する。

### 保健科学部と大学院保健科学研究科との関係図



## Ⅱ 学生生活

### 1 学籍・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

#### 1) 学籍

入学と同時に本学大学院の学生として学籍が決定します。学生の身分はこの学籍により保障されますので、身辺に関する変更事項等は速やかに事務室に届け出てください。学籍は所定の納期までに学費を納入することにより年度ごとに継続できます。また、休学を除く期間を在学期間といい、最長6年まで在学することができます。定められた期日までに学費を納入しない場合は学則に基づき除籍となり、学生の身分を失うこととなります。

#### 2) 学籍番号

学籍番号とは、学生個人に付与された個人番号のことです。教科に関すること、学生生活に関すること、その他事務手続きを円滑にするために学籍番号が決定されます。全ての提出物、届出、申請等には、氏名の他に学籍番号の記入が必要となります（修了後の証明書交付にも必要）。

#### 3) 学生証

学生証は本学大学院の学生であることを証明するものです。学生証は入学時に交付され、有効期間は在学中とします。修了、退学の際には必ず返却してください。

##### ○学生証の機能

本学大学院の学生証は非接触型 IC 機能を有しています。証明書自動発行機を利用する場合や、1号館図書館入口のゲート開閉、1号館1階自動ドア、2号館1階自動ドア、3号館1階自動ドア、4号館1階エレベーター手前の自動ドア開閉の際に使用します。精巧な電子機器なので取扱いは十分注意してください。

##### ○ネームホルダー（吊下げ）の着用

学内では、学生証を入れたネームホルダーを常時着用してください（学内でネームホルダーをつけていない学生は、不審者とみなされます）。この取り組みは防犯対策の一環として、自分たちの身を守るために行っています。各自が防犯意識を持ってネームホルダーを着用してください。

##### ○学生証の再交付

紛失その他の理由で学生証の再交付を受ける場合は、「学生証再交付願」（証明書自動発行機で発行）を事務室に提出してください。なお、盗難・紛失の場合は悪用されることがありますので、最寄りの交番または警察署へ届け出てください。

##### ○記載事項の変更

改姓その他の理由で学生証記載事項を変更する場合は、変更手続きをして学生証の再交付を受けてください。

### 2 学籍異動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

#### 1) 休学

疾病その他特別の理由により、3ヶ月以上修学することができないときは、その理由を証明する書

類（疾病の場合は医師の診断書）を添えて、「**休学願**」（様式第 3-2 号）を事務室に提出し、学長の許可を得れば休学することができます。ただし、休学の期間は半年間または 1 年間とし、休学開始の時期は学年の始めまたは学期の始めとします。休学手続きの期限は、3 月 10 日または 9 月 10 日（土日の場合はその翌月曜日）までとします。なお、休学期間中は、入学時に定められた授業料の 8 割を減免します。

## 2) 復学

休学期間が満了したとき、または休学期間中にその理由が消滅して復学しようとするときは、復学する 1 ヶ月前までにあらかじめ事務室へ「**復学願**」（様式第 3-3 号）を提出し、学長の許可を得なければなりません。

## 3) 退学

病気その他やむを得ない理由のため退学しようとするときは、その理由を証明する書類（病気の場合は医師の診断書）を添えて、「**退学願**」（様式第 3-4 号）を事務室に提出し、学長の許可を得なければなりません。なお、退学の場合、当該期分の授業料は返還できません。

# 3 施設・設備 . . . . .

## 1) 各棟の時間

各棟の開錠・施錠時間は以下のとおりです。自動ドアは定刻になると自動的に施錠しますので、施錠時間までに必ず退出してください。開錠・施錠時間に変更がある場合は事前に周知します。

	フロア	開館時間	
		平日	土曜日
1 号館 【看護学科・理学療法学科・図書館棟】	1 階自動ドア ※1	8 : 00 ~ 22 : 00	8 : 00 ~ 22 : 00
	2 階自動ドア	8 : 00 ~ 22 : 00	8 : 30 ~ 17 : 30 ※2
2 号館 【検査技術学科棟】	1 階自動ドア ※1	8 : 00 ~ 22 : 00	Closed
	3 階 1・2 号館 連絡ブリッジ自動ドア	8 : 00 ~ 22 : 00	Closed
3 号館 ※3 【体育棟】	1 階自動ドア ※1	8 : 00 ~ 22 : 00	8 : 00 ~ 22 : 00
4 号館 【放射線学科・臨床工学科棟】	1 階自動ドア	10 : 00 ~ 19 : 00	Closed
	1 階エレベーターホール自動ドア ※1	8 : 00 ~ 22 : 00	Closed
	2 階自動ドア	8 : 00 ~ 22 : 00	Closed

日曜、祝日、長期休業期間、年末年始は全館終日閉館です。

※1 入館の際には学生証を自動ドアのカードリーダーにかざしてください。

※2 図書館開館日に限ります。

※3 閉館時でも申請により利用が可能となる場合があります。

## 2) 講義室・演習室及び実験・実習室

大学院の講義室・演習室は1号館の3階、実験・実習室は2号館（学士課程と共用）にあります。

## 3) 大学院生室

博士後期課程の学生は、1号館3階にある「大学院生室1」を使用してください。なお、大学院生室内にあるロッカー（個人用）は、自身の学籍番号のある箇所について利用可能です。また、設置してあるパソコンは、授業等で使用しているとき以外は自由に使用することができます。

## 4) 連絡事項等の伝達

大学（教職員）から学生への告示・通達、各種の連絡事項等は、すべて掲示板への掲示またはレターケースへの配付（掲示板・レターケースともに院生室内に設置）によって行います。一旦掲示及び配付した事項は学生に周知されたものとみなし、学生がこれを見なかったことによる不利益について、大学は一切の責任を負いかねます。必ず掲示板及びレターケースを確認するように心がけてください。なお、緊急を要するもの（天候不良による休講等）については、Active Academy Webポータルシステムで掲示または配付と同時に情報伝達を行います。

## 5) 喫煙の禁止

本学は「群馬県禁煙施設認定制度」で定められている「禁煙認定施設」であり、敷地内はすべて禁煙となっています。

## 6) 各種証明書・申請書の発行

各種証明書及び各種申請書が発行できる証明書自動発行機を学内に設置しています。学生証を発行機にかざしてタッチパネルでパスワードを入力し、必要な証明書を指定するだけで簡単に入手できます。パスワードは入学時のガイダンスでお知らせしますが、個人情報保護のため各自で定期的に変更してください。パスワードは証明書自動発行機で変更可能です。

〈証明書自動発行機〉

設置場所 1号館2階エントランス及び4号館2階エレベーターホール

利用時間 8:00～19:00 ※事務室開室日

## 7) 駐車場

自家用車で通学する学生は申請を行うことで駐車場（別途指定）を利用することが可能です。なお、駐車の際には、必ず大学が交付する「駐車許可証」をダッシュボードの上に置いてください。

### Ⅲ 履修

#### 1 教育課程の概要

##### 1) 教育課程の概要

博士後期課程における開設授業科目は以下のとおりです。

科目名		単位数		コマ数	1 学年		2 学年		3 学年	
		必修	選択		前期	後期	前期	後期	前期	後期
共通科目	生命研究倫理論	2		15	○					
	医療科学研究法Ⅰ		2	15	○					
	医療科学研究法Ⅱ		2	15	○					
	医療科学研究法Ⅲ		2	15	○					
専門科目	特講Ⅰ（生体分子・病原体遺伝子）		2	15	○					
	特講Ⅱ（細胞機能・生殖補助技術）		2	15	○					
	特講Ⅲ（生体機能）		2	15	○					
	演習Ⅰ（生体分子・病原体遺伝子）		2	15		○				
	演習Ⅱ（細胞機能・生殖補助技術）		2	15		○				
	演習Ⅲ（生体機能）		2	15		○				
特別研究	医療科学特別研究	6		—	○	○	○	○	○	○

#### 【共通科目】

共通科目では、「生命研究倫理論」、「医療科学研究法Ⅰ」、「医療科学研究法Ⅱ」及び「医療科学研究法Ⅲ」の4科目を開講する。

「生命研究倫理論」では、研究活動において適切な行動を取りうるための生命倫理、研究活動における行動指針について、国際的な倫理規定ならびに疫学研究指針が変化することを理解し、生命倫理の歴史、課題、各研究分野における具体的な問題事例について考究する。これらの過程を通して、医療科学研究の遂行において社会的理解を得るための生命倫理に則った研究デザインと倫理的行動能力を修得する。

「医療科学研究法Ⅰ」では、免疫グロブリン、微量タンパク質などの生体分子領域及び各種薬剤耐性細菌、呼吸器ウイルスなどの病原体遺伝子領域における根拠に基づいた実践（Evidence-based Practice）の概要と実際について考究するとともに、医療科学研究の位置づけと独自性ならびに他領域との研究連携を視野に、課題に適した研究方法を選択できる能力を修得する。「医療科学研究法Ⅱ」では、リンパ球、好中球、血小板などの細胞機能や肺血栓塞栓症のメカニズム、及び生殖補助技術領域における根拠に基づいた実践の概要と実際について考究する。「医療科学研究法Ⅲ」では、生体機能領域における根拠に基づいた実践の概要と実際について考究する。

#### 【専門科目】

専門科目では、「特講Ⅰ（生体分子・病原体遺伝子）」、「特講Ⅱ（細胞機能・生殖補助技術）」、「特講Ⅲ（生体機能）」、及び「演習Ⅰ（生体分子・病原体遺伝子）」、「演習Ⅱ（細胞機能・生殖補助技術）」、

「演習Ⅲ（生体機能）」の6科目を開講する。

「特講Ⅰ（生体分子・病原体遺伝子）」では、生体分子解析学、病原体遺伝子解析学のそれぞれの研究領域における最新の知見や解析及び開発技術論を学び、生体分子の量的あるいは質的異常に基づく病態をエビデンスに基づき早期に発見するための技術・方法や、病原体の遺伝子型別流行予測法、分子疫学的解析法などを修得する。「特講Ⅱ（細胞機能・生殖補助技術）」では、リンパ球及び好中球、血小板の細胞機能解析学や肺血栓塞栓症の最新の知見や解析技術論、及び生殖補助技術学の顕微授精技術論を学び、細胞機能の量的あるいは質的異常に基づく病態を早期に発見する方法や配偶子の受精メカニズムを解明する技術・方法を修得する。「特講Ⅲ（生体機能）」では、生体機能解析学の研究領域における最新の知見や多角的体内動態解析法や技術論を学び、生体機能異常に基づく病態をエビデンスに基づき早期に発見するための技術・方法を修得する。

「演習Ⅰ（生体分子・病原体遺伝子）」では、異常免疫グロブリンや微量タンパク質、複合体の翻訳後修飾、病原体ゲノムや耐性因子に関する分析・解析技術、さらにはその病態に関連する文献等を収集し、文献講読と教員との討論により、研究を進めるための具体的な計画・実験方法・データ解析・考察の仕方など評価・応用能力を養い、国際的な英文論文として情報発信ができるための演習を行う。「演習Ⅱ（細胞機能・生殖補助技術）」では、フローサイトメータを用いた一次生体防御に関わる好中球や組織幹細胞の増幅法及び免疫能に関わるリンパ球サブセット（CD4/CD8比、Th1/Th2比、制御性T細胞）の解析法に関連する文献等、及び血小板機能やアポトーシス解析法及び肺血栓塞栓症のメカニズムに関連する文献等、さらには両配偶子の発生、受精、着床、出生後の児の予後状況、母乳中のウイルス抗体に関連する文献等を収集し、教員との討論により研究を進めるための具体的な評価・応用能力を養い、国際的な情報発信ができるための演習を行う。「演習Ⅲ（生体機能）」では、心臓疾患や心筋障害、糖尿病や脳血管障害などの生体機能情報について、画像診断解析技術法、炎症性サイトカインや受容体、甲状腺ホルモンなどの多角的体内動態解析法及び生体制御機能の低下などの複合要因分析・解析技術法に関連する文献等、及び脳性麻痺やパーキンソン病の発症メカニズムに関連する文献等、さらには医療情報システムによる情報連携、画像処理解析及び造影解析などに関連する文献等を収集し、討論により研究を進めるための具体的な評価・応用能力を養い、国際的な情報発信ができるための演習を行う。

## 【特別研究】

「医療科学特別研究」では、各研究指導教員の研究テーマにそって研究活動を行うことにより、高度な専門知識を獲得するとともに、研究課題の設定、研究計画の立案、実験・調査・解析の遂行、考察、論文の作成といった一連の研究活動を推進できる能力を養う。

### ●シラバス（授業計画）●

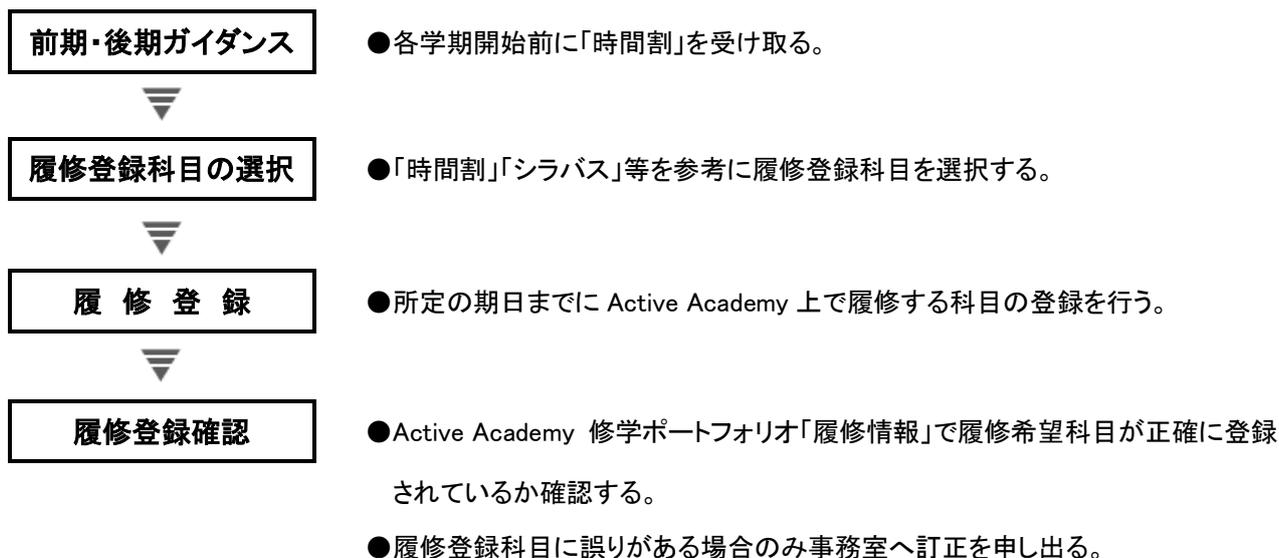
各授業科目のシラバスは、Active Academyにより閲覧できます。履修を予定している科目の内容の事前確認はもちろんのこと、授業の進行状況、成績評価の方法・基準等、普段の学習にシラバスを活用しましょう。

## 2 履修方法及び履修登録 . . . . .

### 1) 履修登録

学生は、その年次に開講される授業科目の中から各自履修する科目を選択し、以下の手順にそって履修登録を行います。履修登録をした科目でなければ、授業に出席しても単位を修得することはできません。また、所定の期日までに履修登録を行わなかった場合は、当該期間における履修の権利をすべて放棄したことになりますので十分注意してください。

#### 【履修登録の流れ】



### 2) 履修方法

履修方法は次のとおりです。

- ①専門科目から研究指導教員の指定する講義 2 単位、演習 2 単位の計 4 単位を履修
- ②共通科目から 4 単位（必修科目を含む）を履修
- ③特別研究 6 単位を履修

例) 研究領域が「生体機能」の場合

	授業科目	1 年次		2 年次		3 年次	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期
共通科目	生命研究倫理論	2					
	医療科学研究法Ⅲ	2					
専門科目	特講Ⅲ（生体機能）	2					
	演習Ⅲ（生体機能）		2				
特別研究	医療科学特別研究	6					
合計（単位数）		14					

### 3) 履修登録期間

前期開講科目及び通年開講科目は前期履修登録期間中に、後期開講科目は後期履修登録期間中にそれぞれ履修登録を行ってください。

### 4) 履修登録上の注意

- ・履修登録は、各学期の定められた期間内に必ず学生本人が行ってください。
- ・同一時限に2科目以上の科目を重複して履修登録することはできません。
- ・既に単位を修得している科目の再履修はできません。
- ・当該科目が3分の1以上開講した後の追加・取消は一切認められません。
- ・休学期間中は履修登録を行うことはできません。

## 3 授業 . . . . .

### 1) 学期

本大学院では1年を原則として前期と後期にわけて授業を行います。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

### 2) 授業時間

授業時間は1時限(1コマ)90分です。

時限	授業時間
I時限	9:00 ~ 10:30
II時限	10:40 ~ 12:10
III時限	13:00 ~ 14:30
IV時限	14:40 ~ 16:10
V時限	16:20 ~ 17:50
VI時限	18:20 ~ 19:50
VII時限	20:00 ~ 21:30

### 3) 欠席

授業を欠席する(した)場合、事前または事後に「欠席届(大学院)」を教務課へ提出してください。次の場合、授業を欠席しても出席扱いになります。ただし、いずれの場合も「欠席届(公欠)」(様式第3-1号)〈証明する書類を添付〉を提出した場合に限ります。

- ①学校保健安全法による出席停止のため登校を停止された場合〈診断書を添付〉
- ②天災等の理由により、交通機関が遅延して登校に支障があると本学が認めた場合〈関係機関の証明書を添付〉
- ③忌引きの場合〈会葬礼状等証明する書類を添付〉

※忌引きの範囲は次のとおりです。ただし、その起算日は原則亡くなった日の前日から告別式

までの間とし、日数は土日祝日を含みます。

父母・・・・・・・・・・・・・・・・・・7日

配偶者、子供・・・・・・・・・・10日

祖父母、兄弟姉妹・・・・・・・・3日

伯叔父母、曾祖父母など・・・・1日

④その他学長が認めた行事等に参加する場合

#### 4) 休講・補講

休講・補講及び教室変更についての連絡は掲示板（大学院生室内に設置）への掲示にて行います。

なお、緊急を要するもの（天候不良による休講等）については、Active Academy Web ポータルシステムで掲示と同時に情報伝達を行います。

#### ●学生による授業アンケート●

本学大学院では、「授業」の在り方を考えていくため、毎学期末に「学生による授業アンケート」を実施しています。アンケート結果は各単位認定者へ還元され、より良い授業となるよう教育改善に役立てられます。アンケートは学生のみなさんが授業を受けて感じたことを教員に伝える有効な手段ですので、ぜひ積極的に回答してください。アンケート回答時期・回答方法は別途お知らせします。

## 4 研究 . . . . .

### 1) 研究のスケジュール

3年間の標準的な研究スケジュールは次のとおりです。

●標準的な研究スケジュール

時期	事項	
1年次	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの研究テーマに関する先行研究の検討と先行する知見の整理により、研究課題を明確化する。さらに、研究課題を科学的に探究するにふさわしい研究方法の検討と研究計画書の作成を行う。</li> <li>・必要に応じて研究倫理審査委員会の臨床研究・疫学研究倫理審査、もしくは遺伝子解析倫理審査委員会における審査に向けて準備する。</li> <li>・研究計画書に基づいて研究活動を展開する。</li> </ul>	
	4月	研究指導教員の決定
	5～8月	先行研究の整理、研究課題の焦点化、研究計画書の作成
		研究倫理審査委員会による審査指導
	9月	研究計画書提出
研究倫理審査委員会へ審査申請書類提出		
9月～	研究活動の展開	
2年次	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年3回開催される研究情報交換会において、研究指導教員以外の複数の異なる専門領域の教員によって研究内容、解析法、結果の考察に至るまで継続的に研究のアドバイスを受ける。</li> <li>・関連学会での発表、学術論文作成及び投稿を行う。</li> </ul>	
	5月	第1回研究情報交換会
	8月	第2回研究情報交換会
	10月～	学会発表、学術雑誌への論文投稿
	12月	第3回研究情報交換会
3年次	<ul style="list-style-type: none"> <li>・博士論文の作成、提出及び審査に向けて準備する。</li> <li>・博士論文を当該研究領域（生体分子、病原体遺伝子、細胞機能、生殖補助技術、生体機能）で権威ある邦文又は欧文雑誌に投稿する。</li> </ul>	
	～10月	学術雑誌への論文投稿
	～10月	博士論文草稿作成
	11月	博士論文概要提出
	12月	博士論文及び学位論文審査申請書類提出
	12月	公開審査
	1月	博士論文審査及び最終試験
	2月	研究科委員会にて博士論文及び最終試験の可否審査、学位授与判定
	2月末	博士論文発表会
	3月上旬	博士論文（製本用）提出
	3月上旬	学位授与

## 5 成績評価・単位認定・・・・・・・・・・・・・・・・

### 1) 成績評価及び単位認定

成績評価及び単位の認定は、シラバス「成績評価方法・基準」に準拠して行われます。成績の評価は以下の5段階に区分され、60点(C)以上を合格として単位が認定されます。59点以下(F)は不合格となり単位は認定されません。

A+	A	B	C	F
100～90点	89点～80点	79点～70点	69点～60点	59点以下
合格(単位認定)				不合格

各授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮し、授業の方法に応じ計算します。

講義・演習については、15時間の講義・演習をもって1単位とする。

博士後期課程における特別研究については研究に必要な時間数を考慮して6単位とする。

### 2) 成績通知

前期の成績評価は10月、前期後期をあわせた成績評価は次年度の4月にActive Academy修学ポートフォリオの「成績表」でお知らせします。

## 6 修業年限・修了要件・・・・・・・・・・・・・・・・

### 1) 修業年限

博士後期課程の標準修業年限は3年です。

### 2) 修了要件

博士後期課程の修了要件は、次のとおりです。

- ①博士後期課程に3年以上在学し、共通科目から4単位、専門科目から指導教員の指定する特講2単位、演習2単位、特別研究6単位の計14単位以上を修得すること
- ②博士論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること

## IV 学位

### 1 学位 . . . . .

#### 1) 学位の名称

博士後期課程における学位の名称は、次のとおりです。

博士（医療科学） Doctor of Medical Sciences

#### 2) 学位申請資格

博士後期課程に3年以上在学し、14単位以上を修得済みまたは修得見込みの者で、研究指導教員から博士論文提出の承認を得た者とします。

\*在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に2年以上在学すれば、学位を申請することができます。この場合、「群馬パース大学大学院保健科学研究科における在学期間の短縮に関する申し合わせ」に定める手続きと判定が必要となります。

### 2 学位審査 . . . . .

#### 1) 学位審査の方法

学位審査は、学位審査委員会による学位論文審査及び最終試験により行われます。最終試験は、提出された学位論文を中心として、口頭発表及びこれに対する試問の形で行います。なお、学位論文審査に先立ち、公開審査を行います。

#### 2) 学位論文

博士論文は、申請者単独の著作であって当該研究領域（生体分子、病原体遺伝子、細胞機能、生殖補助技術、生体機能）で権威ある邦文又は欧文雑誌に印刷公表又は受理（掲載許可）されたものとします。ただし、次の要件をすべて満たす場合には共著論文を博士論文とすることができます。

- ①当該研究領域（生体分子、病原体遺伝子、細胞機能、生殖補助技術、生体機能）で権威ある邦文又は欧文雑誌に印刷公表又は受理（掲載許可）された論文であり、申請者が筆頭著者であること。
- ②研究及び論文作成の中心的役割を果たしたことが研究指導教員により証明され、共著者により同意されたものであること。

なお、「権威ある邦文又は欧文雑誌」とは以下のものとする。

- ・ IF (Impact Factor) がついている英文雑誌（国内発行雑誌含む）
- ・ 英文論文としての国内医学雑誌（正式な審査機関を有する査読付きの雑誌等）
- ・ その他、博士後期課程運営委員会が認めた雑誌

#### 3) 学位論文審査手続き

博士論文の審査を申請する場合は、指定の期日までに以下の書類を教務課へ提出しなければなりません。

提出書類：①学位論文審査願（所定用紙）

②博士論文 3部

③掲載受理証明書

④学位論文内容要旨（所定用紙）

⑤論文目録（所定用紙）

⑥学位論文が共著の場合は他の共著者の同意書（所定用紙）

⑦履歴書（所定用紙）

#### 4) 学位論文審査の評価基準

学位論文については、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）等を踏まえ、当該研究領域（生体分子、病原体遺伝子、細胞機能、生殖補助技術、生体機能）において、自立した医療人（研究者、教育者等）として高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を修得しているかという観点で審査を行い、「斬新さ・新奇性」、「重要性」、「研究方法の正確性」、「表現の明瞭性」の各項目にて評価されます。

①**斬新さ・新奇性**： 先行研究を十分に検討・吟味した上で、新しい発想に基づく研究であるか。

②**重要性**： 学術的意義を有するとともに発展性があり、かつ社会に貢献する内容であるか。

③**研究方法の正確性**： 目的達成のための研究方法が適切かつ正確であるか。

④**表現の明瞭性**： 研究の流れが明瞭に解説され、論理展開に整合性があるか。

その審査評価は、以下に示すような3段階の評価基準にしたがって行い、4つの評価項目がすべて3以上であることを学位論文の合格基準とします（1が無いこと）。

博士後期課程 学位論文審査評価基準

評価項目	審査評価基準		
	5	3	1
斬新さ・新奇性	新しい発想及び 新知見がある	新しい発想がある、 または新知見がある	新しい発想及び 新知見がない
重要性	学術的意義があり 発展性が高い	学術的意義がある、 または発展性が高い	学術的意義が少なく 発展性も低い
研究方法の正確性	適切かつ正確性が 高い	適切である、または 正確性が高い	適切でなく正確性も 低い
表現の明瞭性	明瞭で整合性が高い	明瞭である、または 整合性が高い	明瞭でなく整合性も 低い

#### 5) 学位論文の公表

提出された博士論文は、学位を授与された日から1年以内にインターネットの利用により公表されます。また、博士論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨は学位を授与された日から3か月以内にインターネットの利用により公表されます。

## V 学則

### 群馬パース大学大学院 学則

#### 第1章 総則

(趣 旨)

第1条 群馬パース大学大学院（以下「本大学院」という。）は、群馬パース大学建学の精神に則り、専門分野における高度な学術の理論及び応用を教授研究し、その意義を認識すると同時に、その深奥を究め、又は高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、保健医療の充実と専門分野の研究並びに教育の拠点となることを使命とする。

(目 的)

第2条 本大学院の趣旨に則し次の目的を掲げるものとする。

- (1) 高度な専門知識・能力を有する実践者の育成
- (2) 保健医療分野においてリーダーシップを発揮する指導者の育成
- (3) 実践分野において研究能力・教育能力を発揮する実践者・指導者の育成
- (4) 科学的エビデンスを構築しながら研究開発を行うことができる人材の育成

#### 第2章 自己点検、自己評価

(自己点検・評価等)

第3条 本学は、その教育研究水準の改善・向上を図り、前条に掲げる目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果について公表する。

- 2 前項の点検及び評価の結果について、一定期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（以下「認証評価機関」という。）による評価を受けるものとする。
- 3 本学は、教育研究活動等の状況、自己点検・評価、認証評価機関の評価結果について、刊行物、広報活動等において、積極的に情報を提供するものとする。
- 4 本条第1項の点検及び評価に関する事項は別に定める。

#### 第3章 課程及び教育研究上の組織

(課 程)

第4条 本大学院に博士課程を置く。博士課程は、博士前期課程及び博士後期課程に区分する。

(研究科、専攻及び定員等)

第5条 本大学院に研究科及び専攻を置き、入学定員及び収容定員を次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
保健科学研究科	保健科学	博士前期課程	8名	16名
		博士後期課程	2名	6名

(教員組織)

第6条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科における授業及び研究指導は、教授、准教授、講師及び助教が担当する。

#### 第4章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第7条 博士課程の修業年限は5年とし、博士前期課程の修業年限を2年、博士後期課程の修業年限を3年とする。

2 職業を有している等の事情により、第1項に規定する修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(在学年限)

第8条 博士前期課程の学生は4年を、博士後期課程の学生は6年を超えて在学することができない。

#### 第5章 学年・学期及び休業日

(学 年)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第10条 学年を、次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第11条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 創立記念日
- (4) 夏季休業日 当該年間学事日程による
- (5) 冬季休業日 当該年間学事日程による
- (6) 春季休業日 当該年間学事日程による

- 2 前項に規定する休業日において、学長が必要と認めるときは、授業を行うことができる。必要がある場合は、学長は、前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

## 第6章 運営組織

(研究科委員会)

第12条 本大学院の管理運営のため、研究科委員会を置く。

- 2 前項の研究科委員会の組織、任務、権限及び運営の細部については別に定める。

## 第7章 教育課程等

(教育課程)

第13条 本大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を作成し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、本大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を習得させるとともに、当該専門分野に関連する分野の基礎的要素を涵養するよう適切に配慮する。

(授業及び研究指導)

第14条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(授業科目)

第15条 本大学院には、教育上必要な授業科目を開設するものとする。

- 2 前項の授業科目は別表第1、2のとおりとする。

(研究指導)

第16条 研究指導は、第6条の規定により置かれる教員が行うものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第17条 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 本大学院は、学習の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

## 第8章 課程の修了要件等

(課程の修了要件)

- 第18条 本大学院の博士前期課程の修了要件は、本大学院に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該博士前期課程の目的に応じ、本大学院の行う博士前期課程の修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 本大学院の博士後期課程の修了要件は、本大学院に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該博士後期課程の目的に応じ、本大学院の行う博士後期課程の博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本大学院に2年以上在学すれば足りるものとする。
  - 3 学位論文の審査に関し必要な事項は別に定める。

(学位授与)

- 第19条 学長は、前条第1項の規定により博士前期課程修了の認定を受けた者に対し、次の学位を授与するものとする。
- 保健科学研究科保健科学専攻 修士（保健学）
- 2 学長は、前条第2項の規定により博士後期課程修了の認定を受けた者に対し、次の学位を授与するものとする。
- 保健科学研究科保健科学専攻 博士（医療科学）
- 3 学位の授与に関し必要な事項は別に定める。

## 第9章 入学、再入学、転入学等

(入学の時期)

- 第20条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

- 第21条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。ただし、看護学領域においては、次の各号の一に該当し、かつ、保健師、助産師、看護師のいずれかの資格を有し、保健医療機関等での実務経験3年以上を有する者とする。
- (1) 大学を卒業した者
  - (2) 学校教育法第104条の規程により、学士の学位を授与された者
  - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
  - (4) 文部科学大臣が指定した者
  - (5) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
    - (1) 修士の学位や専門職学位を有する者
    - (2) 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
    - (3) 文部科学大臣が指定した者
    - (4) 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院にお

- いて、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者
- (5) その他本大学院において、修士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(入学の志願)

第22条 本大学院への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第23条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学の手續及び入学許可)

第24条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、入学誓約書、その他所定の書類を提出するとともに、別に定める入学金及び授業料を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手續を完了した者に、研究科委員会の議を経て入学を許可する。

(再入学)

第25条 本大学院を退学した者が、再入学を願出たときは、研究科委員会の議を経て、許可することがある。

(転学)

第26条 学生が、他の大学院に転学しようとするときは、指導教員及び研究科長を経て学長に転学願を提出し、許可を受けなければならない。

(転入学)

第27条 他の大学院から、本大学院に転学を志願する者があるときは、学期の始めに限り研究科委員会の議を経て許可することがある。

## 第10章 休学、転学、退学、留学及び除籍

(休学)

第28条 疾病その他特別の理由により、3ヶ月以上修学することができない者は、その理由を明らかにし、休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病による理由の場合には、医師の診断書を添付しなければならない。
- 3 疾病のため、修学することが適当でないと認められる者について、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 29 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して 2 年を越えることができない。

3 休学期間は、第 8 条に規定する在学年限に算入しない。

(退 学)

第 30 条 退学しようとする者は、退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(留 学)

第 31 条 外国の大学院又は研究所等に留学を志望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の規定により留学した期間は、第 7 条の修業年限に算入することができる。

(除 籍)

第 32 条 次の各号に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 授業料の納付を怠り、催促してもなお納付しない者

(2) 第 8 条に規定する在学年限を超えた者

(3) 第 29 条に規定する休学期間を超えてなお修学する見込みがない者

(4) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められた者

(5) 死亡した者又は長期にわたり行方不明の者

## 第 11 章 研究生

(研究生)

第 33 条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する事項は、別に定める。

## 第 12 章 検定料、入学金及び授業料

(検定料、入学金及び授業料の額)

第 34 条 検定料、入学金及び授業料の額は「学校法人群馬パース学園授業料等徴収に関する規程」に定める。ただし、第 7 条第 2 項の適用を認められた者の授業料は、別に定めるとおりとする。

(授業料の納付)

第 35 条 授業料は、年額又は 2 分の 1 ずつを次の 2 期に分けて納付しなければならない。

区分	納期
前期 (4 月から 9 月まで)	4 月中

後期（10月から翌年3月まで） 10月中

（復学等の場合の授業料）

第36条 前期又は後期の途中において復学等した者は、復学等した月から当該期末までの授業料を、復学等した月に納付しなければならない。

（学年の途中で修了する場合の授業料）

第37条 学年の途中で修了する見込みの者は、修了する見込みの月までの授業料を納付しなければならない。

（退学及び除籍の場合の授業料）

第38条 前期又は後期の途中で退学し又は除籍された者の該当期分の授業料は徴収する。

（休学の場合の授業料）

第39条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学期間に限り入学時に定められた授業料の8割を減免する。

（納付した授業料等）

第40条 納付した検定料、入学金及び授業料は返付しない。

## 第13章 公開講座

（公開講座）

第41条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本大学院に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する必要な事項は、別に定める。

## 第14章 改正及び細則

（改正）

第42条 本学則の改正は、理事会が行う。

（細則その他）

第43条 本学則施行についての細則その他必要な事項は、別に定める。

附則

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則改正後の第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 15 条、第 18 条、第 19 条の規定は、平成 30 年度入学生から適用し、平成 29 年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附則

1 この学則は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則改正後の第 15 条の規定は、2019 年度入学生から適用し、2018 年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附則

1. この学則は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

2. この学則改正後の第 15 条の規定は、2020 年度入学生から適用し、2019 年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

別表第1 博士前期課程

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			修了に必要な単位数
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
共通科目	医療倫理学特論	1 前		2		○			30 単位 以上
	医療運営・管理学特論	1 前		2		○			
	人体の構造と機能学特論	1 前		2		○			
	加齢医学特論	1 前		2		○			
	保健医療統計学特論	1 前		2		○			
	家族社会学特論	1 前		2		○			
	生殖補助医療技術学概論	1 前		2		○			
	教育学	1 前		2		○			
	応用英語	1 前		2		○			
	研究方法特論	1 前	1			○			
	研究方法論Ⅰ	1 前		1		○			
	研究方法論Ⅱ	1 前		1		○			
	研究方法論Ⅲ	1 前		1		○			
	研究方法論Ⅳ	1 前		1		○			
	研究方法論Ⅴ	1 前		1		○			
	保健学特別セミナー	1 後	2			○			
専門科目	看護学領域	基礎看護学特論	1 前		2		○		30 単位 以上
		基礎看護学演習	1 後		2			○	
		基礎看護学特別研究	2 通		10			○	
		成人看護学特論	1 前		2		○		
		成人看護学演習	1 後		2			○	
		成人看護学特別研究	2 通		10			○	
		老年看護学特論	1 前		2		○		
		老年看護学演習	1 後		2			○	
		老年看護学特別研究	2 通		10			○	
		母性看護学・助産学特論	1 前		2		○		
		母性看護学・助産学演習	1 後		2			○	
		母性看護学・助産学特別研究	2 通		10			○	
		公衆衛生看護学特論	1 前		2		○		
		公衆衛生看護学演習	1 後		2			○	
		公衆衛生看護学特別研究	2 通		10			○	
		小児看護学特論	1 前		2		○		
精神看護学特論	1 前		2		○				
在宅看護学特論	1 前		2		○				

科目 区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数			授業形態			修了に 必要な 単位数
			必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実習	
専門科目	理学療法学領域	基礎理学療法学特論	1 前	2		○			(30 単位 以上)
		基礎理学療法学演習	1 後	2			○		
		基礎理学療法学特別研究	2 通	10			○		
		臨床神経理学療法学特論	1 前	2		○			
		臨床神経理学療法学演習	1 後	2			○		
		臨床身体活動学特論	1 前	2		○			
		臨床身体活動学演習	1 後	2			○		
		臨床理学療法学特別研究	2 通	10			○		
		高齢者理学療法学特論	1 後	2		○			
		地域理学療法学特論	1 後	2		○			
	病因・病態検査学領域	病態検査解析学	1 前	2		○			
		病態免疫化学検査学特論	1 前	2		○			
		病態免疫化学検査学演習	1 後	2			○		
		遺伝子情報検査学特論	1 前	2		○			
		遺伝子情報検査学演習	1 後	2			○		
		病態血液検査学特論	1 前	2		○			
		病態血液検査学演習	1 後	2			○		
		生体分子情報検査学特論	1 前	2		○			
		生体分子情報検査学演習	1 後	2			○		
		病原体ゲノム検査学特論	1 前	2		○			
		病原体ゲノム検査学演習	1 後	2			○		
		生殖補助医療技術学特論	1 前	2		○			
		生殖補助医療技術学演習	1 後	2			○		
		生体機能検査学特論	1 前	2		○			
		生体機能検査学演習	1 後	2			○		
		病因・病態検査学特別研究	2 通	10				○	
	放射線学領域	放射線医療安全管理学特論	1 前	2		○			
		放射線医療安全管理学演習	1 後	2			○		
		放射線情報学特論	1 前	2		○			
		放射線情報学演習	1 後	2			○		
		放射線教育学特論	1 前	2		○			
		放射線教育学演習	1 後	2			○		
		放射線防護学特論	1 前	2		○			
		放射線防護学演習	1 後	2			○		
		放射線利用学特論	1 前	2		○			
		放射線利用学演習	1 後	2			○		
		放射線学特別研究	2 通	10			○		
		放射線学特論	1 後	2		○			
		放射線情報システム特論	1 後	2		○			
		領域 臨床工学	生体医工学特論	1 前	2		○		
	生体医工学演習		1 後	2			○		
	臨床工学特別研究		2 通	10			○		
医療安全管理学特論	1 前		2		○				

- ※ ①専門科目主領域から講義 2 単位、演習 2 単位、特別研究 10 単位の計 14 単位を履修する。  
 ②共通科目から 6 単位（必修科目を含む）を履修する。  
 ③上記①②以外の共通科目と専門科目から講義科目 10 単位以上を履修する。

別表第 2 博士後期課程

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			修了に必要な単位数
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
共通科目	生命研究倫理論	1 前	2			○			14 単位以上
	医療科学研究法Ⅰ	1 前		2		○			
	医療科学研究法Ⅱ	1 前		2		○			
	医療科学研究法Ⅲ	1 前		2		○			
専門科目	特講Ⅰ（生体分子・病原体遺伝子）	1 前		2		○			
	特講Ⅱ（細胞機能・生殖補助技術）	1 前		2		○			
	特講Ⅲ（生体機能）	1 前		2		○			
	演習Ⅰ（生体分子・病原体遺伝子）	1 後		2			○		
	演習Ⅱ（細胞機能・生殖補助技術）	1 後		2			○		
	演習Ⅲ（生体機能）	1 後		2			○		
特別研究	医療科学特別研究	1～3 通	6				○		

- ※ ①専門科目から指導教員の指定する講義 2 単位、演習 2 単位の計 4 単位を履修する。  
 ②共通科目から 4 単位（必修科目を含む）を履修する。  
 ③特別研究 6 単位を履修する。

**大学院 学生便覧**  
(2020年度)

2020年4月1日 発行

---

群馬パース大学大学院 教務課

〒370-0006

群馬県高崎市問屋町 1-7-1

TEL 027-365-3366(代) FAX 027-365-3367

E-mail paz-kyoumu@paz.ac.jp